

令和3年度版

東かがわ市社協の事業概要



社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会

目 次

	(頁)	
社会福祉協議会とは	1	
東かがわ市社会福祉協議会の概要	2	
事務局組織体制図	4	
東かがわ市社会福祉協議会の活動財源	5	
各係が所管する主な事業及び活動		(所管係)
① 東かがわ市社会福祉協議会経営改善計画（発展・強化計画）	6	
② 社会福祉協議会会員（会費）募集	7	
③ 地域ふれあい福祉活動推進助成事業	8	① ～ ⑨
④ ふれ愛出前講座	9	総務企画係
⑤ 東かがわ花いっぱいまちづくり事業	10	
⑥ 広報活動	11	
⑦ 地域福祉用具貸与事業	12	
⑧ 備品貸出	12	
⑨ 施設管理	13	
⑩ 東かがわ市地域福祉活動計画	14	
⑪ 東かがわ市福祉委員会	15	
⑫ 給食サービス事業	16	
⑬ サロン事業	17	
⑭ 地域介護予防活動支援事業（市受託事業）	18	
⑮ 地域生活支援サービス事業（市受託事業）	19	
⑯ 介護予防事業（市受託事業）	20	⑩ ～ ⑳
1. 地域ふれあい教室事業（元笑気教室）		地域福祉係
2. 特化型介護予防事業（ぷらす・10）		
3. 介護予防水中トレーニング事業		
4. 高齢者居場所づくり事業		
⑰ ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）	21	
⑱ 子育てホームヘルプサービス事業（市受託事業）	22	
1. 子育てホームヘルプサービス事業		
2. 養育支援訪問事業		
⑲ ボランティアセンターの設置・運営	23	
⑳ 福祉教育・ボランティア学習事業	24	
㉑ 【団体事務局】東かがわ市共同募金委員会	25	
㉒ 【支援団体】東かがわ市友遊クラブ（老人クラブ連合会）	26	

②③ 高齢者等見守りネットワーク事業（市受託事業）	27
②④ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）	28
②⑤ 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	29
②⑥ 法人成年後見事業	30
②⑦ 専門職相談（弁護士・司法書士）	31
②⑧ 生活困窮者自立支援事業支援員派遣（市受託事業）	31
②⑨ おもいやりバンク事業	31
③⑩ 香川おもいやりネットワーク事業	32
③⑪ 特定相談支援事業	33
③⑫ 居宅介護支援事業（介護保険事業）	34
③⑬ 就労継続支援B型事業所（さつき園）	35

②③ ～ ③⑪
相談支援係

居宅介護支援係
さつき園

管理施設平面図

1 白鳥社会福祉センター	36
2 大内社会福祉センター	37
3 大内訓練センター	
所在地（本・支所）	38





社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は「社協」の愛称で親しまれています。

「社会福祉協議会」は略して「社協（しゃきょう）」と呼ばれており、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づいてつくられている公的な団体（社会福祉法人）で営利を目的としない民間組織として活動しています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動をおこなっています。

全国社会福祉協議会

全国社会福祉協議会（全社協）は、都道府県社会福祉協議会の連合会として、全国段階の社会福祉協議会として設置されています。

（令和 2 年版厚生労働白書より H31.4.1 現在 1 か所）

都道府県・政令指定都市社会福祉協議会

都道府県社会福祉協議会は、県域・政令指定市域での地域福祉の充実をめざした活動をおこなっています。

（令和 2 年版厚生労働白書より H31.4.1 現在 67 か所）

市区町村社会福祉協議会

皆様がお住まいのもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会です。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、様々な福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

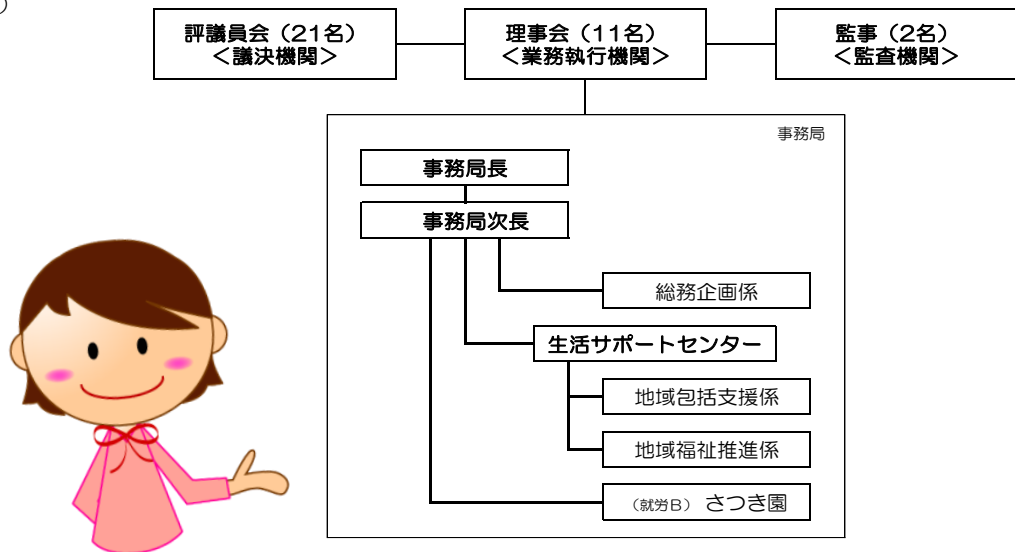
（令和 2 年版厚生労働白書より H31.4.1 現在 1,839 か所）

東かがわ市社会福祉協議会の概要

令和3年4月1日現在

名 称	社会福祉法人東かがわ市社会福祉協議会
所在地	本 所 〒769-2701 東かがわ市湊 1809 番地（白鳥社会福祉センター内） 大内支所 〒769-2601 東かがわ市三本松 1295 番地 15（大内社会福祉センター内）
設 立	平成 15 年 4 月 1 日（平成 15 年 1 月 8 日 社会福祉法人設立認可）
役 員	理事 11 名（うち、会長 1 名、副会長 2 名）、監事 2 名
評議員	21 名
職員数	57 名（正規職員 14 名、契約職員 29 名、パート職員 11 名）

組織図（R3.4.1 現在）



理事会・評議員会

理事及び評議員は各選任区分から選ばれており、理事会は執行機関として、評議員会は議決機関として東かがわ市社会福祉協議会の運営に関わっています。

役員・評議員選任区分

理事（8～11 名）		評議員（18～21 名）	
選出内訳	定数	選出内訳	定数
民生委員・児童委員	2	民生委員・児童委員	2
自治会代表	1	自治会代表	2
福祉委員会代表	1	女性団体代表	2
老人クラブ連合会	1	老人クラブ連合会	2
女性団体代表	1	ボランティア団体代表	1
ボランティア団体代表	1	身体障害者協会代表	1
身体障害者協会代表	1	障がい者(児)福祉関係団体代表	1
福祉事業施設代表	1	福祉委員会代表	2
学識経験者	1	保護司会代表	1
関係行政役職員	1	福祉事業施設代表	3
		学識経験者	2
		関係行政役職員	2

監事（2名）

社会福祉事業について識見を有する者	1
財務管理について識見を有する者	1

東かがわ市社会福祉協議会役員（理事・監事）

令和３年６月２５日現在

【定数】 理事８～１１名、監事２名

【任期】 令和３年６月２５日～令和５年度の定時評議員会の終了まで

	氏 名	選 任 区 分	備 考
理 事	◎ 上村 一郎	関係行政役職員	
//	○ 好村 昌明	老人クラブ連合会代表	
//	○ 田中登志夫	民生委員・児童委員代表	
//	道北 信男	//	
//	三好 啓介	自治会連合会代表	
//	田村 照栄	福祉委員会代表	
//	山地 和子	女性団体代表	
//	工藤 寿生	身体障がい者協会代表	
//	平 島 要	ボランティア団体代表	
//	楠 法 子	福祉事業施設代表	しろとりこども園副園長
//	松岡 由美	学識経験者	
監 事	尾 崎 弘	社会福祉事業について識見を有する者	
//	脇 正 己	財務管理について識見を有する者	税理士

◎ 会長、○ 副会長

東かがわ市社会福祉協議会評議員

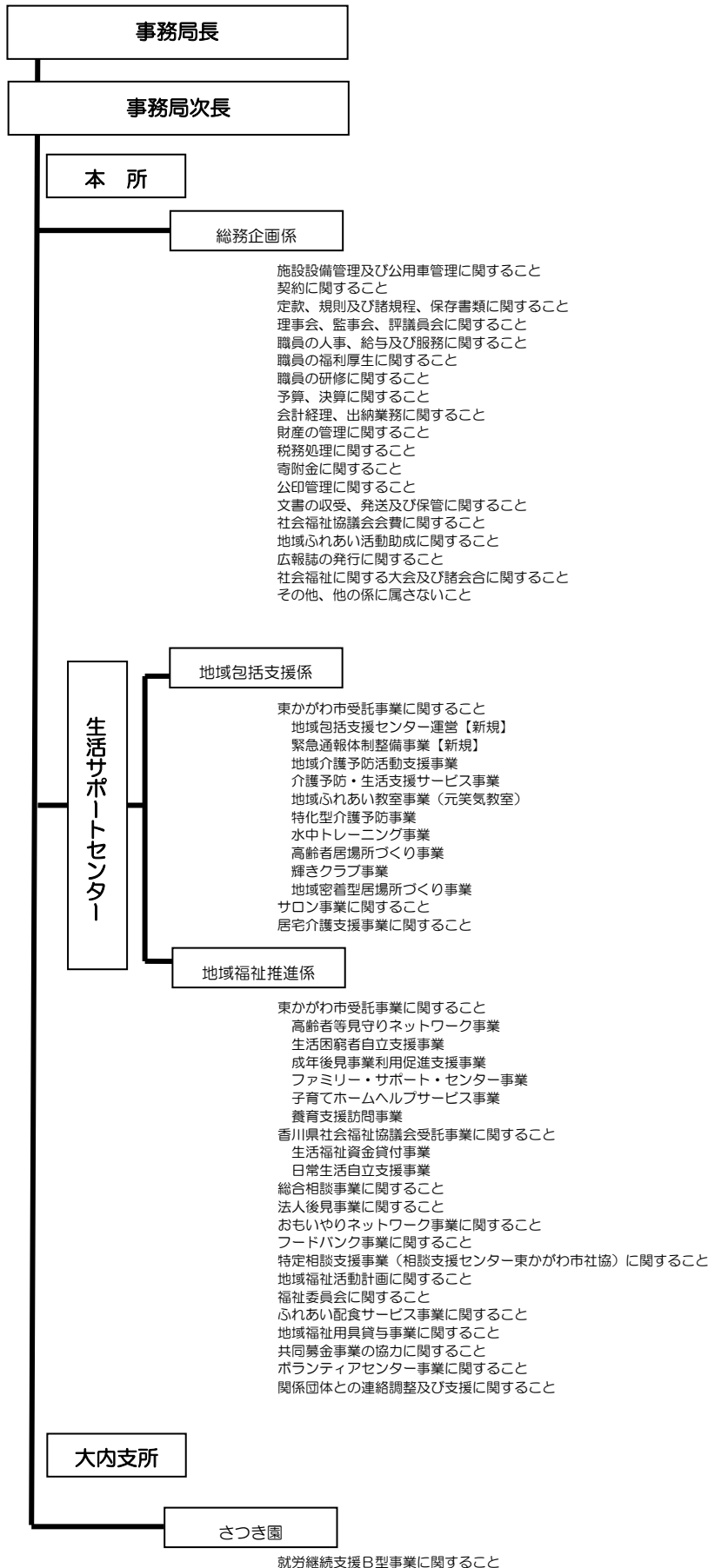
【定数】 １８～２１名

【任期】 令和３年６月２５日～令和７年度の定時評議員会の終了まで

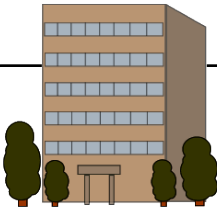
	氏 名	選 任 区 分	備 考
評議員	網本 一美	民生委員・児童委員代表	
//	橋本 順子	//	
//	矢野 周一	自治会代表	
//	水田 武雄	//	
//	六車美佐子	女性団体代表	
//	宮崎 卓営	//	
//	富 田 等	老人クラブ連合会代表	
//	有馬 敏則	//	
//	古市サチ子	ボランティア団体代表	
//	児高 義男	身体障がい者協会代表	
//	山 中 文	障がい者(児)福祉関係団体代表	
//	長町 孝子	福祉委員会代表	
//	松浦 眞三	//	
//	池田 誠一	保護司会代表	
//	島崎 久美	福祉事業施設関係者	引田荘施設長
//	三浦 誠子	//	絹島荘施設長
//	萱野 徳夫	//	白鳥園管理者
//	吉田りえ子	学識経験者	
//	田中 京子	//	
//	石川 伸一	関係行政役職員	市民部長
//	小田 美香	//	福祉課長

事務局組織体制図

R3.4.1 現在



東かがわ市社会福祉協議会の活動財源



市等の補助金・委託金等

社会福祉協議会は、極めて公共性の高い団体であるため、人件費や事業費の一部に公費の助成を得ながら、民間色を生かし、きめ細かな地域福祉を目指した事業の運営にあたっています。



共同募金配分金

世帯募金や法人募金の他、職域・学校募金などの募金活動を行っています。寄せられた募金は、地域福祉・在宅福祉・ボランティア活動等の事業に対して配分されます。



社協会員（会費）

住民の皆様一人ひとりの手により東かがわ市の地域福祉を高めていただくためには、様々な活動や事業に参画、参加していただくことが必要です。住民のみなさまが福祉の担い手として参加する福祉こそ本来の姿であるという理念のもと住民参加の一形態として住民のみなさまをはじめ、企業や法人、事業所を対象とした会員制度を実施し、財政面からの参加(協力)をいただき、様々な地域福祉活動の推進に役立てさせていただいています。

一般会費	一世帯あたり	500 円
賛助会費	1 口	2,000 円



自主事業等の収入

介護保険事業(居宅介護支援)や障がい福祉サービス事業(就労継続支援事業)等の事業収入

寄付金

皆さまから寄せられた香典返し等の寄付金等を社会福祉事業推進のための財源として活用させていただいています。



①

東かがわ市社会福祉協議会

経営改善計画(発展・強化計画)

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

経営改善計画（発展・強化計画）は、本会が地域福祉を推進する中核的な団体として目指すべき将来像や果たすべき使命を明確化し、目的達成のための具体的な取り組み、組織体制、財政等の経営基盤を確立し、事業の継続的発展を目指すことを目的としています。



○ 現計画の期間

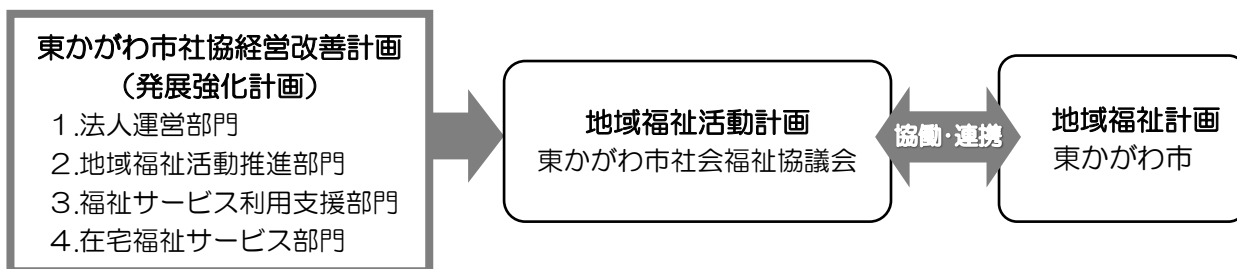
R2 年度～R6 年度までの5年間

○ 計画の性格

本会が地域福祉を推進する中核的な団体として目指すべき将来像や果たすべき使命を明確化し、目的達成のための具体的な取り組み、組織体制、財政等の経営基盤を確立し、事業の継続的発展を目指すことを目的に策定したものです。

○ 他の計画との関係

本計画は、本会の経営基盤の強化を目的とするとともに、東かがわ市地域福祉活動計画を組織・事業・財政面からバックアップします。



第3期経営改善計画（発展・強化計画）対象年度：R2 年度～R6 年度

部 門	重点項目	目 標
法人運営	安定した法人運営と組織づくり	①組織体制の整備 ②自主財源の確保と財源の有効活用 ③将来に向けた人材育成
地域福祉活動推進	寄りそい、支え合える福祉のまちづくり	①“地域力”を活かした生活支援サービスへの取り組み ②効果的な事業展開を図る ③地域防災力向上への取り組み
福祉サービス利用支援	相談窓口としての機能づくりと支援体制の強化	①相談窓口機能の整備 ②専門多職種による連携づくり ③公益福祉法人との協働による制度外に対応した新規事業の実施
在宅福祉サービス	経営安定に向けた取り組み	①介護保険事業の見直しに向けた取り組み ②就労支援事業の経営強化に向けた取り組み

「社協発展・強化計画」

「社協発展・強化計画」は、3年～5年程度を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織・事業・財務等に関する具体的な取り組みを示したものです。

「社協発展・強化計画」の意義

社協発展・強化計画として、既存事業の見直しや新しい分野の事業展開を図ると同時に、その策定過程を通じて、組織そのものを変革し、役職員の意識改革に迫るとともに、社協の存在意義を社会にアピールし、地域住民や自治体等に対して説明責任を果たすものである。また、この策定プロセスに職員が参画することを通じ、人材育成につなげるものである。



② 社会福祉協議会会員(会費)募集

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

住民組織で支えあう社会福祉協議会の意識啓発と社会福祉協議会の自主財源確保、地域で支えあう福祉事業への取り組みなど本会定款第1条の目的を達成するため、市内自治会及び民生委員・児童委員協議会の協力のもと一般会費及び賛助会費の募集を行っています。

一般会費 1世帯 500円

賛助会費 1 □ 2,000円

皆様からご協力いただいた社協会費は、福祉のまちづくりのため、様々な事業に活用させていただいております。

企画・広報事業



社会福祉大会の開催費や広報誌の発行費用等として



地域福祉事業



福祉委員会事業、地域福祉用具貸与事業、給食サービス事業費等として



助成事業

地域ふれあい福祉活動推進助成事業費として



③ 地域ふれあい福祉活動推進助成事業

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

東かがわ市社協一般会費納入にご協力を頂いた市内自治会を対象に、その納入額の半額を上限として自治会が主催する様々な地域福祉活動に要した費用に対し、助成金を交付します。



1. 助成対象活動とその費用例

下記の活動等における消耗品費などが助成対象となります。

※ 備品の購入は助成対象外。

活動内容区分	申請内容例	助成対象経費の例
地域ふれあい活動	3世代交流活動イベントなど	開催に必要な消耗品等の購入費用
ボランティア活動・奉仕活動	自治会内の水路清掃、河川の清掃、生活道の清掃活動など	ゴミ袋、軍手、草刈機の刃、混合ガソリン等、活動に必要な消耗品等の購入費用
スポーツ・レクリエーション活動	グラウンドゴルフ大会の開催、運動会の開催など	開催に必要な消耗品等の購入費用
福祉活動	高齢者慰問活動の実施など	開催に必要な消耗品等の購入費用
学習活動	防災センター視察研修の実施や、講師を招いての研修会実施など	防災センター等での研修会にかかる参加費や交通費、消耗品費、講師謝礼等の費用

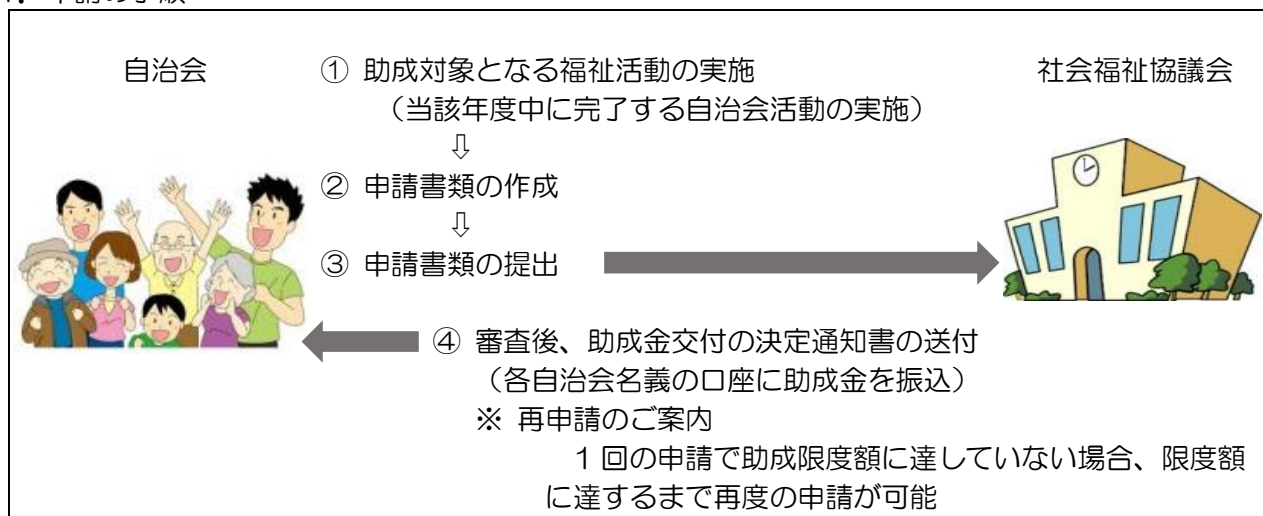
2. 助成対象とならない活動例

1. 自治会が主体（主催）となっていない活動（他団体主催のイベントへの参加等）
2. 自治会の福祉活動推進に関連がないもの
3. 他の助成金、補助金を受けて実施する活動
4. 自治会館等の備品（電気製品、机、椅子など）購入費用
5. その他助成金を交付することが適当でないもの

3. 助成対象期間

毎年度4月1日から3月31日

4. 申請の手順



④ ふれ愛出前講座

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

市民の皆様の身近な地域での福祉活動の推進や福祉のまちづくりのお手伝い、社協の活動をもっと知っていただくことを目的に、社協職員が福祉講座（出前講座）を行っています。

1. 利用対象

市内に在住・通勤・通学している方がつくる 10 名以上の団体を対象とし、団体が主催して実施する集会等へ社協職員が出向きます。

ただし、政治・宗教・営利を目的とした集会等であるときや出前講座の目的に反していると思われるときは利用できません。



2. 利用できる日時

原則月曜日から金曜日（祝日は除く）までの午前9時から午後9時までの間で 1 講座の所要時間は 30 分～2 時間以内。（※ 事前にご相談いただきましたら可能な範囲で対応可。）

3. 開催場所

市内の施設（自治会館・公民館・学校等）とします。

※ 会場の確保、設営、参加者への周知、進行等は申し込み団体で実施。

4. 費用

講師料は、無料です。会場使用料や設営に要する経費等は、申し込み団体のご負担となります。

5. 申し込み

所定の申込書に必要事項をご記入のうえ、市社協本所に持参又は、郵送、ファックスでお申し込みください。（申込書は、市社協本所窓口又は、ホームページからのダウンロードで入手可。）

6. 講座メニュー

テーマ	メニュー	内 容	時間
社協事業	社会福祉協議会ってなあに？ ※①～⑩より 2 つ以上選択してください。	社会福祉協議会の組織体制、役割、機能、各種事業等について紹介します。 ①社会福祉協議会とは？ ⑥福祉教育・ボランティア学習事業 ②給食サービス事業 ⑦赤い羽根共同募金 ③サロン事業 ⑧権利擁護に関すること ④地域生活支援サービス事業 ⑨自立支援に関すること ⑤高齢者等見守りネットワーク事業 ⑩その他	30 分～
	福祉なんでも相談 ※内容によっては他機関へ紹介する場合があります。	福祉に関する困りごと等について事前に質問内容をご提出いただき、講座の席で出来る限りの回答をします。	30 分
地域防災	災害にも強いまちづくり	災害への備えが求められるなか、減災への基礎を学びながら自分たちの力で地域の防災力を高める取り組みを応援します。 ①福祉防災マップ作り ③避難所設営訓練 ②避難所運営ゲーム（HUG） ④炊き出し訓練など	30 分
介護予防	ミニ元笑気教室	365 歩のマーチに合わせて座って全身運動できる「元笑気体操」を紹介します。脳トレや体を動かしながら楽しむゲームなど、盛りだくさんのプログラムです。元気に笑ってみんなで介護予防に取り組みしましょう。	60 分
	レッツコミュニケーション 【レクリエーション】	脳を活性化させるゲームや楽しいレクリエーションを紹介します。人とつながることの喜びを伝えます。	60 分



⑤ 東かがわ花いっぱいまちづくり事業

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

沿道にある農地等に景観作物の花を咲かせることにより、良好な環境や景観を整備し、市民はもとより本市を訪れる人に安らぎや癒し、ふれあいの場を与え「温かさと活力あるまちづくり」を推進するため、市内の自治会等が実施する本事業に要する経費（景観作物（コスモスの種子又はサクラの苗木）の購入に要した経費）について、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

補助対象	次の要件を満たすものを補助対象とします。 - 事業の実施に係る下記の購入に要した経費であること。 - コスモスの種子 - サクラの苗木 - 管理者が承知する道路沿道の複数連担した農地、又は公共的な場所において行う事業。（特定の個人、企業等の施設を飾るものではないこと。） - 創意工夫をしながら、計画的に花を咲かせられること。 ※ 販売を目的として栽培する場合は、補助対象となりません。
対象団体	自治会又は概ね5人以上の編成で活動する団体で、自ら活動を実践する団体を対象とします。
補助内容	事業の実施に係る種子購入に要した費用とし、当該年度の予算の範囲内において、事業に要した費用のうち 10 万円を限度として補助するものとします。
申請方法	申請書に必要事項を記入し、下記に掲げる添付書類を添えて市社協（本所）まで提出してください。 ※ 申請書等は、本会本所または大内各支所又は本会ホームページからダウンロード可能です。 - 事業計画書 - 現況写真 - 見積書 - 実施場所図面 - 団体会員名簿 - 自治会等の預金通帳の写し ＜申請の流れ＞ 東かがわ市社会福祉協議会

⑥ 広報活動

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

社会福祉協議会事業の理念や事業内容を市民に周知し、理解を図り、広く市民に社会福祉向上のための意識を持ってもらう事を目的に広報活動を行っています。

1. 東かがわ市社会福祉大会の開催
2. 社協広報紙「やすらぎネット」の発行
(年4回 7月、10月、1月、4月)



3. ホームページの運営 URL <http://www.higashikagawa-shakyo.jp/>

4. SNS (Facebook) を活用した情報発信



東かがわ市社協 Facebook

検索



ふれあいネットワーク
東かがわ市社協



⑦ 施設管理

所管係 総務企画係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

高齢者及び障がい者等総合的な地域福祉、ボランティア活動の振興や在宅福祉サービスの拠点として地域の福祉活動を推進するとともに市施設の指定管理者として、施設の設置目的や特性・業務内容・運営実態等を踏まえて、住民福祉の増進を推進し、より効果的・効率的且つ、施設の機能を最大限に発揮できるよう施設の管理・運営を行っています。

施設名	所在地	所有	備考
白鳥社会福祉センター【本所】	湊 1809 番地	社協	
大内社会福祉センター【大内支所】	三本松 1295 番地 15	社協	就労継続支援 B 型さつき園
大内訓練センター（無償貸与施設）	三本松 1295 番地 34	市	就労継続支援 B 型さつき園



白鳥社会福祉センター（社協本所）



大内社会福祉センター（大内支所）

⑧ 地域包括支援センター事業(市受託事業)

所管係 地域包括支援係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1261 / 26-3016

地域包括支援センターとは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。

専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っています。

各市町村が設置主体で、自治体から委託され、社会福祉法人や社会福祉協議会、民間企業などが運営しているケースもあり、人口2～3万人の日常生活圏域を1つの地域包括支援センターが担当しています。

1. 担っている業務

地域包括支援センターは地域の高齢者を支えるために「介護予防ケアマネジメント」「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」の4つの業務を行っています。

(1) 介護予防ケアマネジメント

要支援と認定された人や、支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるように介護予防を目的とした支援を行います。

具体的には、要支援認定を受けた高齢者に対する介護予防ケアプランの作成や、以下の項目についての状況の把握、課題の分析を行います。

- ① 歩行の状態や交通機関を使えるかななどの移動範囲・移動能力
- ② 家庭生活を含む日常生活の状態
- ③ 社会参加、対人関係、コミュニケーション
- ④ 健康管理・精神面(うつ、認知症等)

その上で、近い将来介護状態になる恐れがある高齢者に「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などの介護予防サービスを紹介し、参加を促しています。

介護予防ケアマネジメント

要介護にならないように
介護予防支援を行う



(2) 総合相談

高齢者の各種相談に幅広く総合的に対応しています。

高齢者の困ったことに対して、必要なサービスや制度を紹介し、解決に導きます。

総合相談

必要なサービスや制度を紹介



権利擁護

成年後見制度活用をサポートや
虐待防止への取り組み



(3) 権利擁護

高齢者の方が安心して生活できるように、その方が持つ様々な権利を守ります。

例えば、判断能力の低下により金銭管理ができなくなった高齢者に、金銭的搾取や詐欺から身を守るための成年後見制度の活用をサポートしたり、虐待被害の対応、防止、早期発見を行ったりと、高齢者の権利を守る取り組みをしています。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門家から地域住民まで幅広いネットワークをつくり、そこで暮らす高齢者の課題解決や調整に臨みます。

具体的には地域ケア会議の開催、ケアマネジャーへの個別相談・アドバイス、支援困難事例等への指導・アドバイスなど、自立支援型ケアマネジメントの支援を行っています。

包括的・継続的ケアマネジメント

地域ケア会議の開催やケアマネ支援など



2. 地域包括支援センターを構成する専門職

地域包括支援センターでは、保健師（看護師）・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種が、それぞれの専門性を活かし連携しながら、分担して業務を行っています。



(1) 保健師（保健師に準ずる者 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師）

主な担当：介護予防マネジメント

業務内容：予防給付、介護予防事業のプランを作成。要介護状態への予防、身体状況悪化防止



(2) 社会福祉士

主な担当：総合相談・支援、高齢者の権利擁護事業

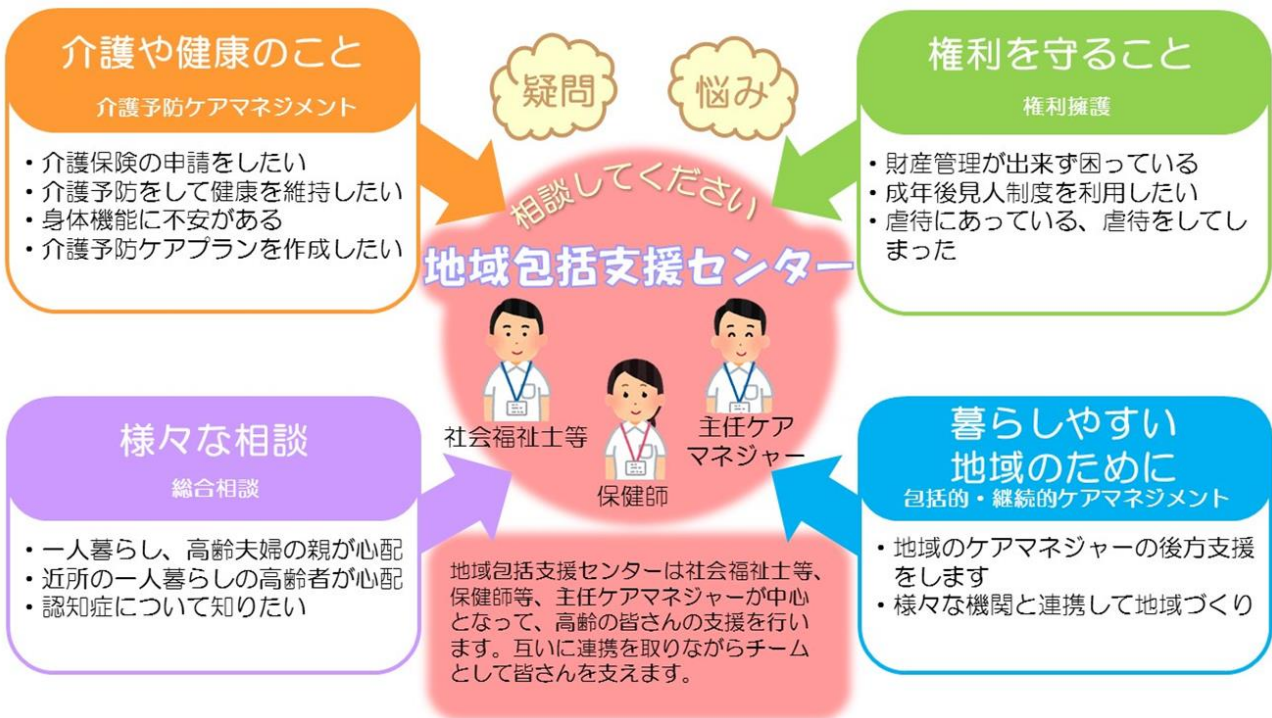
業務内容：住民の各種相談対応、高齢者に対する虐待防止・早期発見、その他権利擁護



(3) 主任ケアマネジャー

主な担当：包括的・継続的マネジメント

業務内容：地域ケア会議の開催、ケアマネジャーの相談・助言、支援困難事例等への指導・助言等



⑨ 緊急通報体制整備事業(市受託事業)

所管係 地域包括支援係

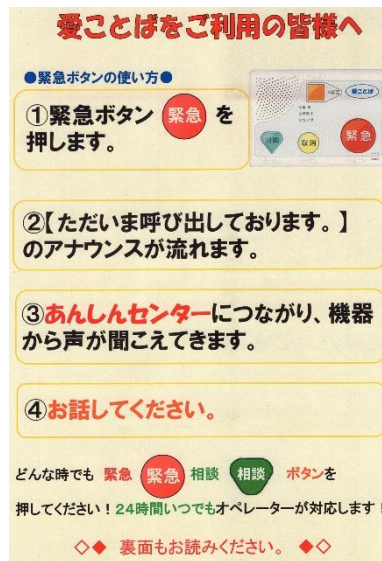
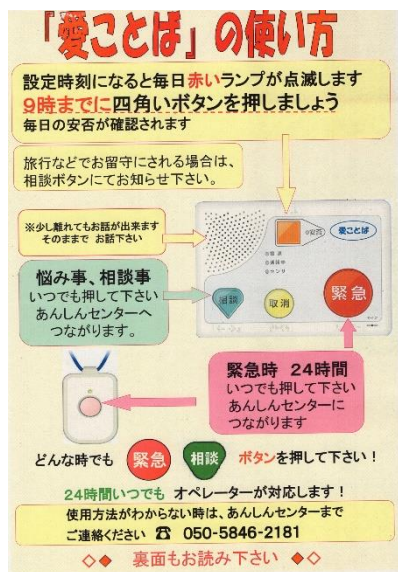
東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

高齢者を孤立させない地域づくりの一つとして、緊急通報装置を活用した 24 時間 365 日の見守り活動を実施し、急病や災害時等の緊急時においては、警察署や消防署と連携して利用者の安否確認につなげる。また、必要に応じて電話相談や訪問活動を実施することで、利用者が地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりを目指す。

対象者
① 概ね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ② 昼間ひとりになる寝たきりの高齢者又はこれに準ずる高齢者を抱える世帯
サービス概要
○ 緊急通報 緊急ボタンを押すことでオペレーターに繋がり、その内容に応じて必要な対応を行う。 ○ 相談通報 日常生活の相談や身体の相談等の相談に応じる。 ○ お元気コール 月 1 回、対象者にご様子を伺う電話をかける。
費用
通話料金及び緊急通報装置の維持に必要な経費 ※ 回線種別：不問、電話機の配線関係：モジュージャック必須
申請
設置を希望する方は、以下の申請書等を市長寿介護課へ提出すること。 (1) 緊急通報装置給付申請書 民生委員児童委員、介護支援専門員等の確認が必要です。 (2) 関係者連絡先 親族又は近隣住民の方の連絡先の登録（概ね 3 名程度） (3) 誓約書



⑩ 介護予防事業(市受託事業)

所管係 地域包括支援係
東かがわ湊 1809 番地
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

1. 地域ふれあい教室事業“元笑気”

介護予防事業の一環として、市より新規に委託を受け、“介護予防の拠点”を基本コンセプトに、地域の各拠点を活動拠点とし、健康相談等の取り組みを通じて介護予防の普及啓発を図り、自主的な介護予防活動を住民が主体的に運営できる介護予防教室を目指し、その設置・運営できる体制づくりを支援しています。

対 象 者	介護予防に関心のある者
実施場所	公民館、コミュニティセンター、自治会館等
利 用 料	無 料

2. 特化型介護予防事業“ぶらす・10”

積極的に介護予防を希望する者に対し、専門的かつ集中的に介護予防を行うことで、心身機能の維持及び改善を図るとともに、住み慣れた地域で主体的、習慣的に介護予防に取り組むことができるように支援することを目的としています。

利用対象者	市内に住所を有する、おおむね 65 歳以上の方。 ※但し、何らかの疾病を有し、入院加療等の必要のある方や要介護認定者等を除く。
実施場所	つばさ交流センター、交流プラザ、丹生コミュニティセンター
メニュー	①筋力トレーニング、 口腔ケア・栄養改善 ②認知症予防
利用定員	①～②各メニュー 20 名
利用期間	各メニュー 4 か月間 (8 回)
利 用 料	各メニュー 1 回につき @500 円



3. 介護予防水中トレーニング事業(休止中)

介護保険非該当者及び要支援 1・2 に該当する方に対し、水中での歩行訓練や全身運動等のトレーニングを行ない、身体機能の維持・向上等を図り自立と生きがいのある生活を助長することを目的として事業を実施しています。(月 2 回利用できます。)

利用対象者	市内在住の 65 歳以上の高齢者で介護保険非該当者又は介護認定が要支援 1・2 に該当する方
実施場所	引田温水プール
利 用 料	1 人 1 回あたり 500 円



4. 高齢者居場所づくり事業

一人暮らし高齢者等の閉じこもりや孤立を防ぎ、住み慣れた地域で支え合いながら、生きがいを持ち、元気に暮らせるよう、元気な高齢者を中心とした地域住民による居場所づくりを市より委託を受けて運営し、外出のきっかけやコミュニケーションの場を提供しています。

利用対象者	市内在住の高齢者
実施場所	白鳥社会福祉センター(毎週 月・木・金)※月・金休止中 三本松コミュニティセンター(毎週 金) 丹生コミュニティセンター(毎週 水)
利用時間	10:00~12:00 と 13:00~15:00 の間
利 用 料	無 料



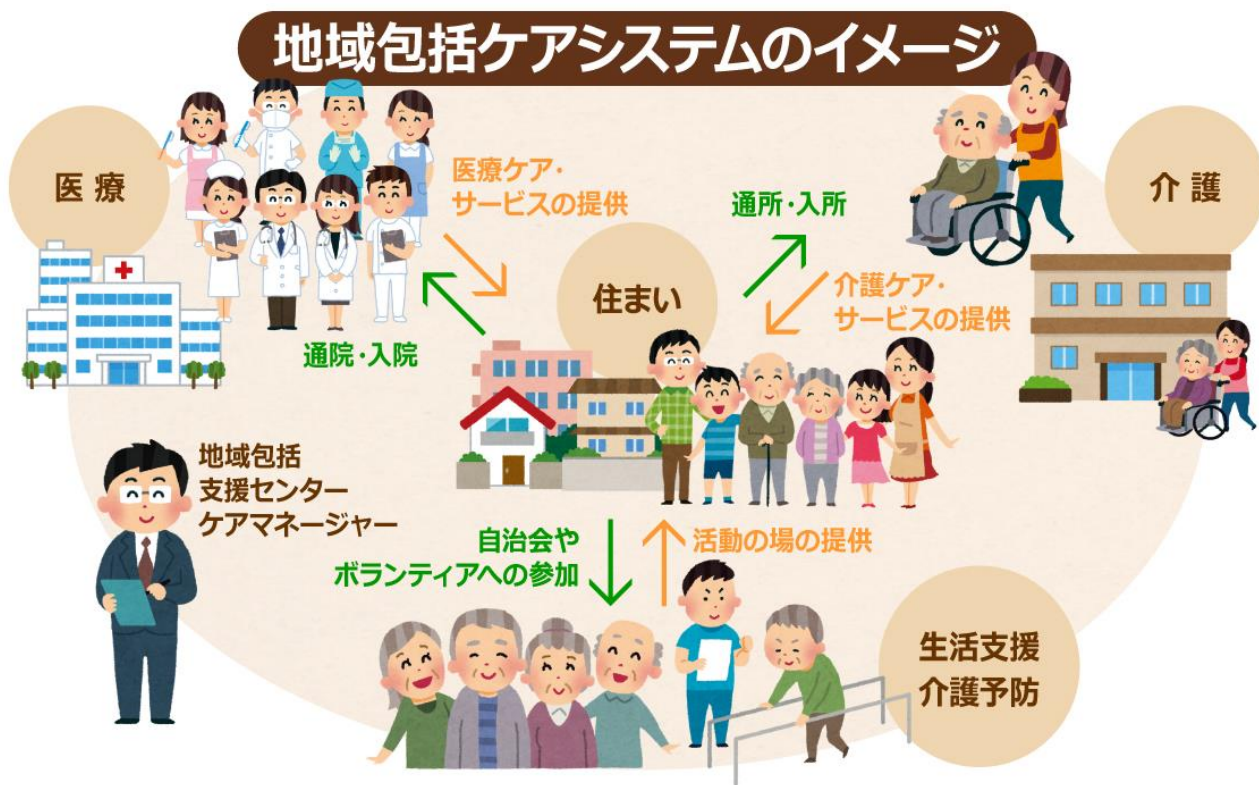
※ 送迎…上記 3 の事業は送迎有、1・2・4 の事業は送迎なし。

11 地域生活支援サービス事業(市受託事業)

所管係 地域包括支援係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。社協では、これらの体制整備を目的に、市より委託を受け地域生活支援サービス事業に取り組んでいます。



【生活支援コーディネーターの配置・役割】

社協では受託事業として『生活支援コーディネーター』を配置し、高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援したり、地域に不足するサービスの創出や、サービスの担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等のネットワーク構築に取り組んでいます。

【主な取り組み】

- * 地域の社会資源マップの運用管理
- * 介護予防事業に係る人材養成・育成
 - 介護予防の推進役を担うサポーターの活動支援
- * 関係機関とのネットワークの構築
 - 見守りネットワーク事業の拡充に向けた関係団体等との連携
- * 地域福祉活動の推進支援
 - コミュニティ協議会等に設置される福祉部会の活動推進支援



介護予防ボランティア養成講座の様子

12 地域介護予防活動支援事業(市受託事業)

所管係 地域包括支援係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

地域において、自主的な介護予防に対する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを行う地域社会の構築を目的として実施し、活動を行っている団体に対して様々な講師を派遣し、活動の支援を行います。

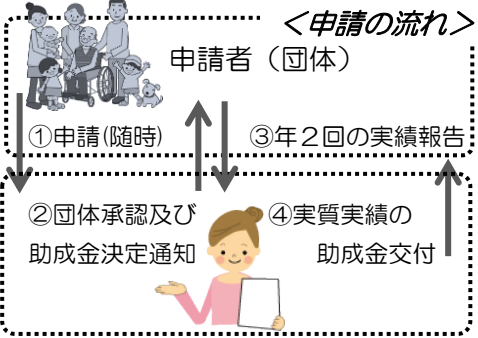
※この事業は、東かがわ市からの受託事業です。

実施対象者	高齢者の介護予防を目的に、市内で地域活動を実施する営利を目的としない団体及びその他の関係者で、市長が認めた者としてします。
申請方法	① 対象団体等は申請申込書に必要事項を記入し東かがわ市社協まで提出してください。＊お電話でもお受けいたします。 ② 講師と調整がつきしだい、ご連絡をいたします。 ③ 社協より対象団体等へ決定通知書と実施報告書（用紙）が送られます。 ④ 対象団体等は事業完了後、実施報告書に事業実績をご記入のうえ、東かがわ市社協まで提出してください。
【講師派遣内容】 ● 口腔ケア 訪問歯科衛生士による<u>歌や体操を取り入れた実技指導</u>です。 ● 筋力トレーニング 健康運動指導士による健康体操の実技指導です。 参加者の状態に合わせて<u>タオルやボールを使った体操や、座ったまま出来る体操</u>など内容も充実しています。 ● 栄養指導 管理栄養士のご指導のもと、<u>毎日の食事の見直し、年齢に応じたバランスの良い食事のとり方</u>など、解りやすくご指導いただきます。 ご希望により<u>料理の実践指導</u>も可能です。 ● レクリエーション レクリエーションインストラクター・高齢者アクティブディレクターなど専門家によるご指導のもと、<u>歌・踊り・手遊び・おもちゃ作り</u>などを通して参加者同士の交流を深め、楽しみながら介護予防に取り組むことを目的としています。 ● 理学療法士等による健康運動指導 医療法人社団聖心会阪本病院の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等を講師に迎え、<u>転倒予防、腰痛・ひざ痛予防などを目的とした健康体操や、栄養指導・脱水、認知症予防</u>などについての講話にも対応します。	
 口腔ケア指導の様子  筋トレ指導の様子  栄養指導の様子	
その他	『市の出前講座』『しあわせ講座』等への申請手続きも受け付けております。



事業概要

地域住民やボランティア等が主体となり、地域の方々が気軽に集い、楽しく過ごす「地域のお茶の間」、それがサロンです。サロンに参加することで気持ちに張りが出て、閉じこもりの予防や健康維持に大きな効果が期待できます。また、活動を通して地域の絆も深まり、明るく住みやすい地域づくりにつながります。社協ではその取り組みを積極的に支援し、地域コミュニティの活性化及び地域力の向上を目指しています。

対象活動	次の要件を満たすものを補助対象とします。 (1) 自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア並びに老人会等が協働し、サロン利用希望者と概ね 10 名以上で構成する団体。 (2) 1 に掲げる団体が中心となり、地域に在住する高齢者及び障がい者に対し、事業目的に基づき、地域性や参加者の実情に応じた多様な地域コミュニティ活動を行うもの。 ＜ルール＞ ①自治会館などを使って、②こどもから高齢者まで幅広い方を対象に、③お花見会や敬老会、忘年会などの交流イベントを「地域のみんなで協力して開催」する小さな集い活動。 ※ サロン事業以外に行政及び社協から補助等を受けているときや、特定の活動に限定されるようなクラブ活動、営利・宗教・政治活動、サロン事業の目的以外の活動には、助成できません。
支援内容	① 事業の実施に係る費用の一部  ※ サロン事業実施規程にある助成金額一覧において、団体より提出された事業実施計画書に基づき補助します。 ② 情報発信及び訪問において、サロン活動支援 ③ 介護予防等に係る講師の派遣 ④ 活動団体のスキルアップ、連携を目的とした研修会の開催 など
期待できる主な効果	① 楽しさ・いきがい・社会参加 ② 無理なく体を動かせる ③ 適度な精神的刺激 ④ 健康や栄養についての意識づけ ⑤ 生活にメリハリができる ⑥ 閉じこもらせない ⑦ 地域住民同士の絆を深める 
申請方法	申請書に必要事項を記入し、下記に掲げる添付書類を添えて市社協（本所）まで提出してください。 ※ 申請書等は、本会本所でお渡しし、担当係より説明をさせていただきます。 下記4点は、申請時に提出頂くものです。 ⑦ 申請書 ① 事業計画書 ⑤ 参加者名簿 ⑧ 団体通帳 ＜申請の流れ＞ 申請者（団体） ①申請（随時） ②団体承認及び助成金決定通知 ③年2回の実績報告 ④実質実績の助成金交付  

⑭ 居宅介護支援事業(介護保険事業)

所管係 地域包括支援係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-3011 / 26-3016

事業概要

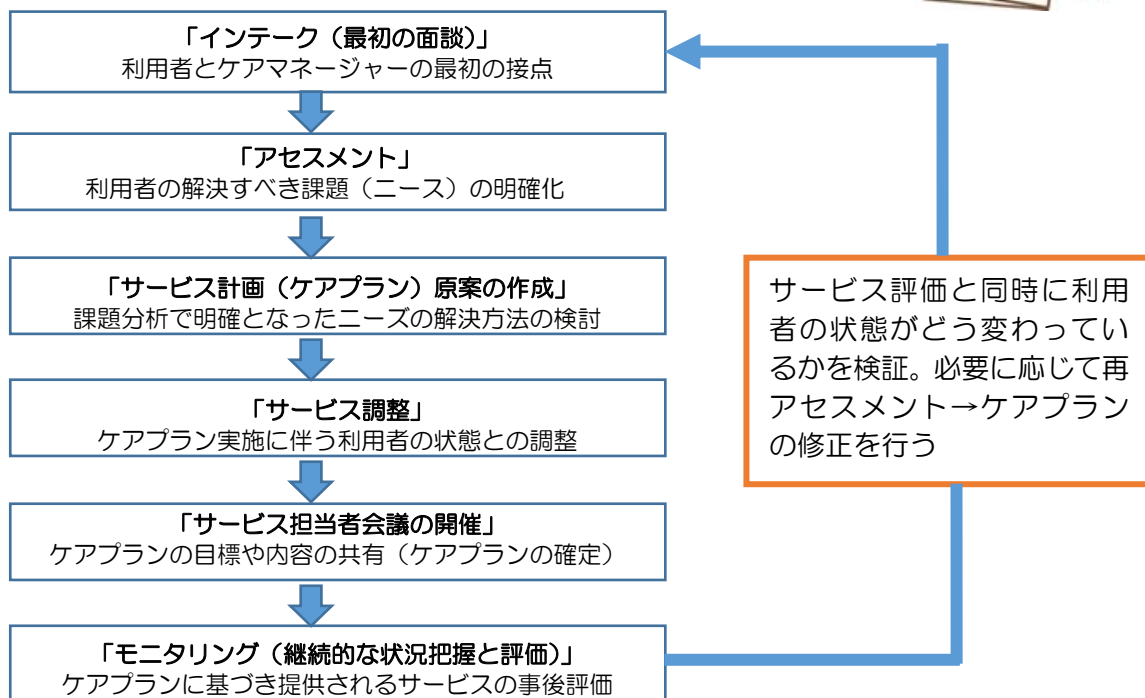
東かがわ市社会福祉協議会では、2名のケアマネージャー（介護支援専門員）を配置して、要介護認定を受けた方のケアプランを作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう事業者との調整を行っていましたが、令和3年4月1日より東かがわ市地域包括支援センターの受託に伴い、順次、利用者を他事業所へ移行して令和3年度末（令和4年3月31日）をもって閉所する予定です。

ケアマネージャーの役割

- ★ 要介護認定の申請代行
- ★ ケアプランの作成
- ★ 介護サービス事業者との連絡調整
- ★ サービスの再評価とサービス計画の見直しなど



～ケアマネジメントにおける業務プロセス～



この他にも、各利用者の介護保険サービスのお利用予定票を毎月作成し、サービス提供事業者との調整を行い、サービス提供後は実施内容を確認し、国保連に必要書類を送付する給付管理業務も行っています。

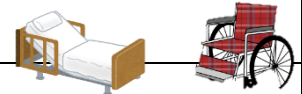


⑮ 地域福祉用具貸与事業

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

介護認定を受けていない方で在宅において療養する際に福祉用具が必要な方や病院等からの一時帰宅者並びに福祉教育に使用する場合に一定期間福祉用具の無料貸与を行っています。

対 象 者	東かがわ市内に住所を有する者で (1) 介護認定を受けていない居宅の福祉用具を必要とする者（※一時帰宅除く） (2) 障がいを持つ者 (3) 体験学習や福祉活動において福祉用具を必要とする者
貸与種目	1. 車いす 2. 特殊寝台（電動ベット）
貸与期間	1. 利用者が貸与を必要とする日より、要介護認定を受ける等、用具を使用する必要がなくなった場合まで（最長貸与期間は、1年とし1年間を超えて必要とする場合は再申請が必要） 2. 病院等からの外泊時の貸与（最長貸与期間を1週間）
利 用 料	無 料



⑯ 備品貸出

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

住民自らの福祉やボランティア活動の積極的な参加を促進し、地域福祉の推進を図ることを目的として本会が所有する行事用物品等の貸し出しを行っています。

貸出物品	綿菓子機 2台 ポップコーン機 3台 カキ氷機 2台 たこ焼き機 1台 大鍋・ガスコンロ式 3セット（※ プロパンガスは、利用者で準備が必要です） 紅白幕 その他 レクリエーション用具（スカットボール、輪投げ など）
貸出条件	市内で活動する団体及び施設等とし、利用目的がボランティア活動又は福祉の推進を目的とした事業であること。
貸出対象団体	この物品等を利用できる団体等は、 (1) ボランティアグループ (2) 学校等の教育団体 (3) 自治会、サロン等の住民団体 (4) 福祉関係団体、施設 (5) その他社協会長が特に必要と認める者 ※ 次のいずれかに該当する場合は利用できません。 (1) 目的外に使用する場合 (2) 営利を目的とする場合 (3) 市外で使用する場合 (4) 使用期間が1週間を超える場合 (5) 宗教、政治活動等を目的とする場合
利 用 料	無 料



17 東かがわ市地域福祉活動計画

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

地域福祉活動計画は、地域のふれあいの中で、だれもが安心していきいきとした生活を送ることができることを目指した福祉社会づくりの基本方針を示すものです。

福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、核家族化や女性の社会進出等による家庭機能の変化、個人のライフスタイルや価値観の多様化等による地域の相互扶助機能の低下等、地域社会や家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、地域経済低迷の長期化に伴う雇用不安や生活不安、さらには児童、高齢者等に対する虐待、家庭における介護や育児機能の低下、地域コミュニティの弱体化、地域における住民同士のつながりが希薄化する等、社会の変化とともに、地域における新たな課題が生じています。

これらを踏まえ、支え合い、助け合いを基調に、すべての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、市民との協働のもとに地域福祉を推進することを目的として「東かがわ市地域福祉計画」を策定し、地域住民との協働のもと様々な事業活動に取り組んでいます。

基本理念

『わたしも あなたも 一緒につくる 一人ひとりが “安心して笑顔で暮らせるまち” 東かがわ』

基本的な考え方

- ① 井戸端につどい、灯台が見守る社会をつくる
- ② 福祉の輪でつながる社会をつくる
- ③ 住民一人ひとり自らが輝く社会をつくる

基本目標	テーマ	主な取り組み
地域 コミュニティ	一人ひとりが福祉への理解 と関心を持ち、地域のつなが りを深める福祉活動を推進し ていこう	○地域の集いの場サロンの拡充（サロン活動の輪の拡 大・サロン活動の推進） ○世代を超えた交流
地域安心 ネットワーク	地域で支えあえるまちづく りを目的にみんながお互いに 支え合う仕組みをつくろう	○地域で支える仕組みづくり（高齢者、認知症、障がい のある方の生活支援） ○見守り活動 ○地域福祉活動の推進に取り組む ○地域の、自分たちの未来を考える
総合相談	孤立させない誰もが安心し て生活できる仕組みを作っ ていこう	○悩みが見つけられる地域づくり ○悩みが相談でき、つながる仕組みづくり ○誰もが相談できる地域づくり
地域防災	地域の防災力を高め、災害 にも強いまちづくりを推進し ていこう	○学習会や訓練のさらなる充実 ○避難場所の整備・設備の拡充 ○ハザードマップの有効活用 ○自主防災意識の向上

計画策定期間

計画の実施期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年計画です。なお、本計画は社会情勢や福祉制度等の動向を踏まえ、期間内においても必要に応じて見直しを行います。

なお、令和元年度においては、座談会、アンケート調査等により地域のニーズや課題を把握し、次期計画策定に向け取り組みます。

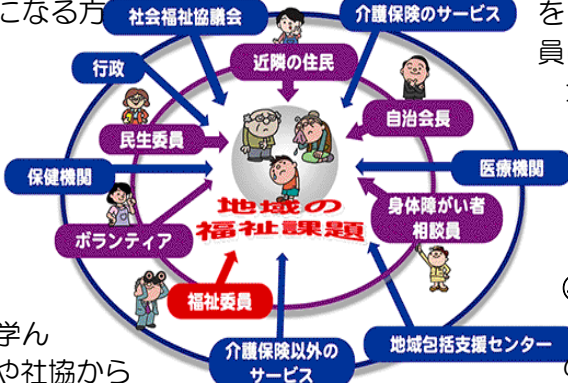
計画策定期間

計画の進行管理・評価については、住民をはじめ地域福祉関係団体等との座談会による意見収集や市社協自己評価等を実施し、その評価結果をもとに地域福祉活動計画進捗委員会にて計画の進行管理と評価、また必要に応じて見直しを行い、より効果的な事業推進に取り組めます。



事業概要

福祉委員は、地域福祉活動の推進役として自治会内を活動拠点とし、高齢者などの見守り訪問活動や、地域で起こる様々な福祉に関する声を聴き自治会長や民生児童委員、地域包括支援センターなどの関係機関と協力しながら地域福祉課題の解決に向けた活動に取り組んでいただくボランティアで、自治会から推薦された“福祉のリーダー”です。任期は2年です。

役 割	① 見つける 地域で何かしら困っている方や、気になる方を見つける！ ② 知らせる 地域での困りごとなどを自治会長や、民生児童委員に知らせる。 地域内での解決が難しい場合は、社協や市役所に連絡をする。 ③ ひろめる 研修会等で学んだことや、市や社協からの情報を地域に向けて発信する。 ④ つなげる 地域の福祉関係者との交流を深め、イザ！と言うときに役立つ“絆づくり”に努める。 
委員数	260 名
活動内容	○ 声かけ・見守り活動 地域で何かしら困っている人の相談や、気になる人の見守り・訪問活動を行います。 ○ 避難行動要援護者の情報更新及び新規登録の支援 地域にお住いの災害時要援護者登録者の情報更新作業（年1回）及び新たに制度の利用が必要な方への登録斡旋、申請のお手伝い、平常時の声かけ・見守りなどを行います。 * 避難行動要援護者支援事業とは 災害時に何かしらの支援が必要な方を対象に、予め、市に登録しておき、自主消防や関係機関で情報を共有し、イザ！という時に備える仕組みです。 ○ サロン事業や地域の寄り合い活動への積極的な協力 地域で開催されるサロンや寄り合いごとにおいて、その準備や運営の協力を行います。 ○ 給食サービス利用者への声かけ訪問活動 年間予定表にもとづき、利用者宅へ月3回の声かけ・見守り訪問活動（お弁当の配達）を行います。 ○ 福祉に関する知識や情報を地域に発信 地域福祉に関する様々な研修会などに参加し、「これは役立つ！」「良いな！」と思った情報を地域へ伝えます。 ○ 座談会 地域の関係者が集う座談会に参加し、地域ニーズや課題の中で必要なサービスの構築や自分たちの取り組みを考え実践活動につなげます。 

19 配食サービス事業



所管係 地域福祉推進係
 東かがわ市湊 1809
 TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

在宅で生活をされている概ね 65 歳以上の高齢者又は、高齢者世帯で調理が困難な方などを対象に月 3 回、福祉委員の協力のもと見守り訪問（配食）活動を行います。

定期的な訪問活動により、高齢者の生活状況を把握し、また、生活相談を伺うことで課題等を早期発見し安心安全な生活を送れるよう事業を展開しています。

対象者	(1) 65 歳以上の高齢者ひとり暮らし又は、高齢者世帯での方で調理困難な方 (2) 重度障害者でひとり暮らし又は、高齢者世帯の方で調理の困難な方 (3) 寝たきり状態や物忘れがひどいなど日常生活に困難を生じている方でひとり暮らし又は昼間ひとりだけになる方 (4) 概ね 65 歳以上で昼間高齢者だけになり、かつ火気を扱うのに問題のある方 (5) 避難行動要援護者支援事業に登録されている方など
協力員	(1) 月 3 回、地区の福祉委員により利用者の家庭へ昼食を配達する。 (2) 給食の調理については業者による弁当、ボランティアによる手作り弁当(大内地区)とする。 (3) 利用者は 1 食につき 200 円を負担する。
申請から給付への流れ	福祉委員又は民生委員を通じて、社協会長に給食サービス利用申請書に基づいて支給を決定した方には、給食サービス利用決定通知書を、支給を却下した者には給食サービス利用却下通知書をそれぞれ送付する。 申請受付マニュアル 対象者 (概ね65歳以上の方) → 書類の作成 (福祉委員・民生児童委員 ケアマネジャー) → 申請 (受付・審査・伺い) → 決定 (決定) → 通知 (利用者へ) → 配達 (配達者へ) → 訪問 (訪問) → 発注 (発注) 社協の役割 その① ①社協職員で対応。 ②代行いただく場合は、事前に関係者(担当福祉・民)へ社協より連絡したうえで、代行者に書類作成を依頼する。 その② ①福祉委員・民生児童委員の意見及び調書を元に審査。 ②不明な点は両者に確認。 ③配食者を決定し伺い書を作成する。 その③ ①決定後、関係書類を作成する。 その④ ①決定及びサービス開始について、全ての関係者へ連絡する。 ②代行者にも♡連絡！ サービス開始

事業概要

地域の中で、「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての手助けをしたい人」が会員となって、一時的に子育てを助け合うことで、地域で安心して子育てや仕事ができる環境づくりと児童福祉の向上を図ることを目的とする有償ボランティア組織です。

※ この事業は、東かがわ市からの受託事業です。

会員の条件	■センターの趣旨に賛同し、入会を希望する場合は、特別な資格はいりませんが、下記条件が必要となります。 <table><tr><th>会員種別</th><th>条 件</th></tr><tr><td>おねがい会員</td><td> ・東かがわ市内に在住または、勤務先のある方 ・生後6か月～小学6年生までの子どもをもつ方 </td></tr><tr><td>まかせて会員</td><td> ・東かがわ市内に在住または、周辺に在住の方 ・概ね20歳以上の心身ともに健康で、(※)東かがわ市社協が実施する「まかせて会員養成講座」を受講修了した方 (※)子どもの心身の発達、食事、遊び等の知識と技術の講習会 </td></tr><tr><td>どっちも会員</td><td> ・上記の双方を兼ねる方 </td></tr></table>	会員種別	条 件	おねがい会員	・東かがわ市内に在住または、勤務先のある方 ・生後6か月～小学6年生までの子どもをもつ方	まかせて会員	・東かがわ市内に在住または、周辺に在住の方 ・概ね20歳以上の心身ともに健康で、(※)東かがわ市社協が実施する「まかせて会員養成講座」を受講修了した方 (※)子どもの心身の発達、食事、遊び等の知識と技術の講習会	どっちも会員	・上記の双方を兼ねる方						
会員種別	条 件														
おねがい会員	・東かがわ市内に在住または、勤務先のある方 ・生後6か月～小学6年生までの子どもをもつ方														
まかせて会員	・東かがわ市内に在住または、周辺に在住の方 ・概ね20歳以上の心身ともに健康で、(※)東かがわ市社協が実施する「まかせて会員養成講座」を受講修了した方 (※)子どもの心身の発達、食事、遊び等の知識と技術の講習会														
どっちも会員	・上記の双方を兼ねる方														
援助活動内容	○ 保育所・幼稚園・小学校等の開始前、または終了後の預かり ○ 保育所施設等の送迎 ○ 保護者の外出時(病院、ショッピング、美容院等)の預かり ○ 保護者の病気時等の預かり ○ 冠婚葬祭等の預かり など ※ 宿泊および病児・病後児の預かりは行っていません。  活動の様子 														
利用と活動の流れ	■入会申し込み (1)入会申込書に必要事項を記入後、センターにて登録面接を実施します。 ※まかせて会員は事前に「まかせて会員養成講座」を受講修了する必要があります。 (2)登録が終了したらセンターから「会員証」を発行します。 ■依頼から活動まで ①「おねがい会員」はセンターへ依頼連絡 ② センターは「まかせて会員」へ依頼打診 ③ センターと「おねがい会員(子ども同伴)」及び「まかせて会員」でマッチング実施 ④ 活動実施後、報告書の作成及び金銭授受 ⑤「まかせて会員」は翌月5日までに報告書提出  ファミサポルーム  まかせて会員養成講座 保育実習														
利用料金	<table><tr><th rowspan="2">活 動 時 間 帯</th><th colspan="2">利 用 料 金</th></tr><tr><th>1 時間以内</th><th>1 時間超</th></tr><tr><td>月～金 7：00 から 19：00 まで</td><td>500 円</td><td>30 分増すごとに 250 円加算</td></tr><tr><td>7：00 よりも早い時間帯 19：00 よりも遅い時間帯</td><td>700 円</td><td>30 分増すごとに 350 円加算</td></tr><tr><td>土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)</td><td>700 円</td><td>30 分増すごとに 350 円加算</td></tr></table> ※ 最初の1時間は、活動時間が1時間に満たない場合でも、1時間分の利用料金を支払います。 ※ 1時間を超える場合は、以降30分単位で計算します。 ※ 同一世帯で、同一時間帯の利用の場合、2人目以降は半額料金となります。	活 動 時 間 帯	利 用 料 金		1 時間以内	1 時間超	月～金 7：00 から 19：00 まで	500 円	30 分増すごとに 250 円加算	7：00 よりも早い時間帯 19：00 よりも遅い時間帯	700 円	30 分増すごとに 350 円加算	土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	700 円	30 分増すごとに 350 円加算
活 動 時 間 帯	利 用 料 金														
	1 時間以内	1 時間超													
月～金 7：00 から 19：00 まで	500 円	30 分増すごとに 250 円加算													
7：00 よりも早い時間帯 19：00 よりも遅い時間帯	700 円	30 分増すごとに 350 円加算													
土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	700 円	30 分増すごとに 350 円加算													

②1 子育て支援に関する事業(市受託事業)

所管係 地域福祉推進係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

東かがわ市社会福祉協議会では、乳幼児を養育中の保護者又は妊婦が在宅で安心して日常生活が送れるよう下記のサービスの提供を行っています。

1. 子育てホームヘルプサービス事業

利用対象者	就学前までの乳幼児を養育中の保護者又は妊婦
事業内容	乳幼児を子育て中で一時的な育児援助、家事援助、相談援助を必要とする家庭に対し、子育てホームヘルパーを派遣し、子育ての支援をします。
利用料	1 時間 500 円
利用方法	市又は、本会にお問い合わせください



2. 養育支援訪問事業(市受託事業)

様々な原因で養育支援が特に必要であると認められた、一般の子育て支援事業を利用することが難しい家庭に対して、育児・家事の援助等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。



22

高齢者等見守りネットワーク事業(市受託事業) (みまもりパトロール事業)

所管係 地域福祉推進係
東かがわ湊 1809 番地
TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

〇みまもりパトロール事業

民間事業者と行政及び関係機関による見守りネットワークを形成し、見守り支援体制のシステムに基づき、それぞれの機能と役割を発揮して、地域見守り支援活動を実践する事業です。

見守り支援活動とは、関係事業者が日常業務の範囲内で高齢者等の家への訪問またはその経路において、何らかの異変を察知した場合、速やかに通報することを示します。

また、関係事業者は、見守り支援活動中は市が配布するステッカーを掲示することとし、そのステッカーには「安心みまもり隊」と通称を表示しています。現在 78 事業者と協定を締結しています。



ステッカー



〇安心みまもり隊事業

当事業における見守りの目をより細かく地域に根ざしたものとし、地域の方々のご協力のもと、より身近で不安や悩みを早期に相談できる仕組みづくりを行う事業です。

有志の方々に「安心みまもり隊」としてご登録いただき、地域において何らかの悩みを抱えている方の身近な相談相手となっていただくとともに、必要に応じ地域支援者や関係機関につなげていただく事で、相談者が安心して暮らすためのサポートを担っていただいています。

また、現在 81 名の方が地域の「安心みまもり隊」としてご活躍いただいております。「安心みまもり隊」の登録者には目印としてプレートを自宅に設置していただいております。



安心みまもり隊プレート



地域の繋がりの力による安心安全ネットワーク!



②③ 生活困窮者自立支援事業(市受託事業)

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

働きたくても働けない、住む所がないなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

相談窓口については、昨年度まで市福祉課内に設置しておりましたが、平成 31 年度からは窓口を市役所から社協へ移し相談を受付けております。

②④ 成年後見制度利用促進支援事業 (市受託事業)

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に取り組む機能を有する中核機関の体制整備に向け、専門職、行政、関係機関との連携体制の強化をはじめ、市民の成年後見制度への理解を深め、適切な利用促進を促すことを目的に、制度の周知・広報活動や相談対応に取り組むとともに、適切な総合相談支援に努める。

また、制度利用者への支援体制の充実を図ることを目的に、関係機関等との連携のもと、市民後見人として活動できる人材を養成するための研修会等を開催し、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備に取り組む。

25 日常生活自立支援事業(県社協受託事業)

所管係 地域福祉推進係
東かがわ市湊 1809
TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

日常生活自立支援事業は、認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を守ることを目的として、自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助と一体的に日常的な金銭管理の支援を行う事業です。

対象者の要件	＜判断能力が不十分な人＞ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意志表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人 ※判断能力が不十分な人とは、認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する人に限るものではありません。 ※本事業による援助の対象者は、居宅において生活している人に限るものではありません。				
事業内容	【福祉サービスの利用援助】 (1) 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い (2) 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い (3) 福祉サービス利用料の支払いなど 【日常的な金銭管理サービス】 (1) 公共料金などの支払いや年金などの受領の確認 (2) 日常生活に必要な生活費の払戻など預貯金のお出し入れ (3) 日常生活の金銭管理についてのお手伝い 【書類等の預かりサービス】 (1) 日常生活の金銭管理に必要な通帳や印鑑の預かり (2) 定期預金通帳や年金証書など大切な書類の預かり ※保管できる書類の例…年金証書、預貯金の通帳、証書（保険証書、権利証、契約書類等）、実印、銀行印等  				
担当職員 役割業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専門員</th><th>生活支援員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門員は、相談を受けて訪問し、本人の生活状況・意思をもとに支援計画を作成し、契約を締結します。また、定期的に訪問し、支援計画の見直しをします。</td><td>生活支援員は、支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預貯金のお出し入れなどのお手伝いをします。</td></tr> </tbody> </table>	専門員	生活支援員	専門員は、相談を受けて訪問し、本人の生活状況・意思をもとに支援計画を作成し、契約を締結します。また、定期的に訪問し、支援計画の見直しをします。	生活支援員は、支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預貯金のお出し入れなどのお手伝いをします。
専門員	生活支援員				
専門員は、相談を受けて訪問し、本人の生活状況・意思をもとに支援計画を作成し、契約を締結します。また、定期的に訪問し、支援計画の見直しをします。	生活支援員は、支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預貯金のお出し入れなどのお手伝いをします。				
利用料金	1 回（1 時間程度）1,500 円 ※ 生活保護受給者は、補助されるため無料です。				
利用までの流れ	① 相談受付…本人、家族、行政、民生・児童委員、福祉委員、地域住民等からの相談受付をします。 ② 初期相談…事業の説明、利用希望の確認、利用申込受付、利用の必要性及び生活状況の把握をします。 ③ 具体的調査…利用の必要性及び生活状況の把握、本事業で提供するサービスの特定、本事業の契約締結能力の確認をします。 ④ 関係調整…家族等との関係調整、成年後見制度との関係の確認をします。 ⑤ 契約書支援計画作成…支援計画に基づいて提供するサービスの確認をします。 ⑥ 契約締結…契約書の取り交わし、生活支援員への引継ぎをします。 ⑦ 援助開始…生活支援員による定期支援で訪問します。 ※サービスの利用まで（相談受付～援助開始）は、1 か月程度要します。				

事業概要

生活福祉資金貸付制度は、全国の社会福祉協議会で実施されている事業で低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

はじめに	① 本制度は「貸付」です。貸付後の返済計画を検討して頂く必要があります。返済計画が立てられない場合は貸付できません。 ② 世帯の生活の安定や経済的自立を支援する観点から、世帯の家計状況を詳しくお伺いします。 ③ 審査結果によっては貸付できない場合があります。
貸付の基本要件	① 世帯単位の貸付となります。 (1) 低所得者世帯 (2) 障がい者世帯 (3) 高齢者世帯 ② 民生委員等による相談支援が前提となります。 ③ 原則、連帯借受人と連帯保証人が 1 名ずつ必要です。 ④ 他法、他制度が利用できる方はそちらを優先して頂きます。 ⑤ 原則、市内の居住期間が 6 ヶ月以上あることが条件です。 ⑥ すでに契約済み、発注済みの経費は貸付対象外です。
貸付資金の概要 (一部抜粋)	① 総合支援資金 失業者世帯などに対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、就職活動期間の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付ける資金です。 ② 福祉資金 福祉費…日常生活を送る上で、又は自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金です。 緊急小口資金…緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額の費用を貸付ける資金です。 ② 教育支援資金 低所得者世帯に対し、学校教育法に規定する高等学校、大学又は高等専門学校に就学あるいは入学に際して必要な経費として貸付ける資金です。 ④ 不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯又は要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金です。
ご相談・申込み方法	① まずは相談支援係までお電話を頂くか、社協本所までご来所ください。 ② 面談にて貸付の希望や世帯の状況を確認させていただきます。 ③ 世帯の状況、貸付の希望(種類、額等)が条件に合えば、貸付に必要な申請書等の書類を揃えて提出して頂きます。 ④ 東かがわ市社協での申請手続き後、香川県社協で正式な審査を受けます。 ⑤ 香川県社協での審査が通れば、貸付が決定となります。 ⑥ 通常、正式申し込みから決定まで約 1 ヶ月以上、状況によっては約 2 ヶ月以上の時間がかかります。



27 ボランティアセンター事業

所管係 地域福祉推進係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

(1) 市民活動・ボランティア

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい方とボランティア活動に来てほしい方をつないだり、ボランティア活動の輪を広げる取り組み、さらにはボランティア活動に関する相談を受け付けたり、情報の収集、発信をおこなっています。

ボランティアセンターは、様々なボランティア・市民活動に関する事業を推進する「中間支援組織」です。



ボランティア活動の様子

センターの機能と役割	
ボランティアコーディネート	『ボランティア活動をしたい』『ボランティアに来てほしい』など活動を希望する人とボランティアを求める人との中継ぎをします。
ボランティア情報収集・広報活動	福祉やボランティアに関わる情報を収集し、相談者に対して情報の提供を行います。
ボランティア登録・保険窓口	より幅広い活動につなげるための登録と、活動中の事故に備えるために、ボランティア活動保険・行事保険を受け付けています。
ボランティアに関する講座研修の開催	ボランティアを始めたい人のために、手話、傾聴ボランティアなどの養成講座の開催や、活動をしている方へのフォローアップ研修などを開催しています。



(2) 災害ボランティア

東かがわ市災害ボランティアセンターは、東かがわ市地域防災計画に基づき東かがわ市社協が設置するもので、災害時における被災者支援活動はもとより、平常時においても「災害に強いまちづくり」をめざして活動する組織です。



災害時において必要とされる「災害ボランティア活動」をコーディネートする役割を担う機関です。災害ボランティア活動は、「被災者の日常生活への復旧支援」を目的に展開される活動で、具体的には災害時に被災者支援活動を直接的に行うことだけにとどまらず、被災者支援やボランティア活動のための資金の募金活動及び協力と幅広い活動を展開します。

また、平常時より有事の際に備える防災研修会や訓練の開催など地域防災力を高める啓発活動に取り組んだり、人づくりとして災害ボランティアの養成、また、関係機関・団体と連携しネットワークの構築に努め組織機能を高めます。

役割

- ① 災害ボランティアセンターは、主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織としての役割
- ② 平常時より、災害予防に関するボランティアの養成や市民向け防災教育訓練、防災に係る意識付け活動を行うボランティアの拠点としての役割



体制	主な取り組み	主な事業
平常時	* 災害ボランティアやコーディネーターの養成に関する事業 * 災害ボランティア活動を円滑に行うための、関係機関等との連携や協力体制の構築に関する事業 * 災害ボランティア関係研修及び防災・減災の普及啓発に関する事業	研修会・講習会 運営シミュレーション訓練・出前講座など
災害時	* 災害ボランティアの募集、受入およびコーディネートの実施 * 被害状況および必要な災害ボランティア活動の内容等の把握 * 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達 東かがわ市をはじめとする関係機関や団体との連絡調整	センターの運営



“安心安全な 災害にも強いまちづくり”



②⑧ 福祉教育・ボランティア学習事業

所管係 地域福祉推進係

東かがわ市湊 1809 番地

TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

事業概要

地域のさまざまな福祉（生活）課題の解決を図り、誰もが安心して笑顔で暮らし続けられる福祉のまちづくりを進めることを目的に、児童・生徒をはじめ地域住民や関係団体等を対象とした福祉体験活動（ボランティア活動）の場を設けることで福祉への関心を育む取り組みを進めています。

（１）ふれあいワークキャンプ事業及びボランティア学習事業

市内中学生を対象に、社会福祉施設やボランティア団体にご協力いただき、体験学習と通じて社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と連帯の精神を養うことを目的に実施しています。

対 象 者	市内中学生全生徒
協力施設	高齢者福祉施設・障がい者福祉施設・児童福祉施設・一般ボランティア団体
学習内容	- 高齢者介護に関する実技演習 - 障がい者福祉に関する実技演習 - 地域交流体験 - 保育に関する実技演習 - 災害ボランティア体験 - 社会奉仕活動など



○各種ボランティア学習会

市内の小中学校等における車いす体験学習やボランティア活動の支援に努めています。



*ジュニアヘルパー活動（大川中学校）

大川中学校では、中学生をジュニアヘルパーとして養成し近隣の高齢者宅を訪問し、話し相手や簡単なお手伝い等との見守り、声かけ活動を行うことにより、高齢者の暮らしの安心や日常生活をととした世代間の交流に取り組んでいます。

○ボランティア活動支援

身近な暮らしの中で気軽に取り組める“ちょいボラ”を応援しています。

*エコキャップ収集

*使用済み切手など



29 **【団体事務局】**
 じぶんの町を良くするしくみ
東かがわ市共同募金委員会



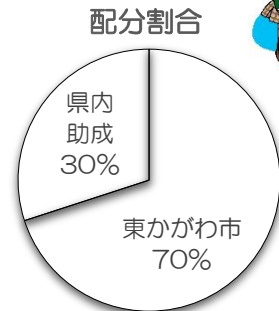
所管係 地域福祉推進係
 東かがわ市湊 1809
 TEL/FAX 26-1122 / 26-3016

地域福祉活動の推進を目的に、毎年秋に「赤い羽根共同募金運動」を実施し、市民はもとより企業などからあたたかい善意のご寄付をいただいております。お寄せいただきました寄付金は、“誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる”をスローガンに、地域で活動する様々な福祉活動団体や、子ども、高齢者、障がいをもった方などの福祉を推進する関係団体の活動推進支援として助成させていただいております。また、共同募金運動の全国テーマであります「地域から孤立をなくすための活動」を重点的に支援し、みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくりを積極的に応援しています。



集まった募金は

70%は、私たちの町（東かがわ市）へ、残り 30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動財源として県内の施設や福祉活動団体等で活用されます。



募金運動期間 毎年：10月1日～12月31日



平成 30 年度募金実績

募金の種類	運動協力団体	協力件数	募金額
戸別募金（自治会）	自治会連絡協議会	8,944 件	8,864,000 円
法人募金（企業・団体等）	民生児童委員協議会	244 件	657,504 円
学校募金・街頭募金	市内小中学校・三本松高校	6 件	130,456 円
職域募金（関係機関等）	市役所、福祉施設、企業等	347 件	182,500 円
その他の募金	百貨店募金、自動販売機等	67 件	366,423 円
合 計		9,608 件	10,220,883 円

助成事業の概要

事業名	地域福祉推進事業	小地域福祉活動事業	地域福祉活動支援事業
目 的	地域福祉活動計画等に基づき、社協が行う地域福祉の活動事業の助成	地域福祉活動計画等に基づき、自治会等地域コミュニティ組織等が行う小地域での福祉活動への助成	地域福祉を目的として、地域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体などへの助成
対象団体	社会福祉協議会	*自治会等 地域コミュニティ組織等	地域で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体等
対象事業	地域福祉活動計画に基づき	小地域（自治会単位）での福祉推進のための活動事業	地域福祉の推進に寄与する事業
助 成 率		対象事業費の 4 分の 3 以内	対象事業費の 5 分の 4 以内
助成限度額	1 事業につき 100 万円	1 事業につき 20 万円	1 事業につき 50 万円
想定される事業	サロン運営、在宅独居（寝たきり）高齢者や障害者等支援活動（見守り・食事・入浴等）、福祉教育、ボランティア学習活動、子育て支援事業等	子どもの遊び場遊具整備 子どもの見守り・子育て支援活動、地域防災活動、地域コミュニティ活動、環境美化活動等	地域福祉推進団体等・各種ボランティア活動 環境美化・保全活動、ひきこもり支援・子育て支援等



サロン活動団体



高齢者への花プレゼント



ジュニアヘルパー



社会福祉関係団体との連携を密にしながら、個々の持つ能力を活かし活力あふれる団体活動が展開できるように支援するとともに、介護予防型の各種事業等を推進し、健康で生きがいのある生活を過ごすことができるよう活動を支援します。

ゆうゆう
東かがわ市 友遊クラブ (東かがわ市老人クラブ連合会)

【事務局】 東かがわ市湊 1809 番地 (白鳥社会福祉センター内)
TEL 26-1122 / FAX 26-3016

平成 31 (令和元) 年度事業計画



月	予定日	予定内容
4	9日(火) 26日(金)	理事役員会 年次総会
5	22日(水) 31日(金)	ペタンク大会 第一回女性文化活動
6	4日(火) 14日(火) 21日(金) 24日(月)	ゲートボール大会 市老連 役員研修会 スカットボール 大内大会 実行委員会 (シルバー作品展)
7	11日(木) 19日(金) 26日(金) 26日~28日	単位クラブ会長会 実行委員会 (カラオケ大会) スカットボール 白鳥大会 指導者研修会 シルバー作品展
8	4日(日) 10日(土) 29日(木)	スカットボール 引田大会 第七回 カラオケ大会 第二回女性文化活動
9	6日(金) 13日(金)	役員研修会 (大内地区) 白鳥地区会長会 (運動会打ち合わせ)
10	2日(水) 9日(水) 10日(金) 17日(金) 18日(火) 25日(金)	グランドゴルフ大会 大内地区会長会 (運動会打ち合わせ) 役員研修会 (白鳥地区) 引田地区会長会 (運動会打ち合わせ) 運動会 (白鳥地区) 高齢者交通安全教室
11	3日(日) 8日(金) 15日(金)	運動会 (大内地区) 運動会 (引田地区) パークゴルフ大会
12	20日(金) 25日(水)	実行委員会 (文化芸能発表会) 三役会 (文化芸能発表会)
1	15日(水) 24日(金) 25日(土)	実行委員会 (文化芸能発表会) 文化芸能発表会準備 文化芸能発表会
2	18日(火) 28日(金)	役員研修会 (引田地区) 市老連 役員会 (カラオケ大会他)
3	7日(土) 10日(火)	第八回 カラオケ大会 会計担当者会&会長会



事業概要

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安のある方や判断能力の不十分な方の権利、財産などを守るための援助者（後見人、保佐人、補助人）を家庭裁判所が選び、ご本人を法的に支援する制度が「成年後見制度」です。

東かがわ市社協では法人としてその援助者の役割を家庭裁判所から引き受け、ご本人をサポートしていく「法人成年後見事業」を実施しています。

受任対象者	原則として次の要件を満たす方を受任対象者とします。 ① 成人である方 ② 東かがわ市にお住まいの方 ③ 相続争いなどの紛争性のない方 ④ 高額な財産管理がない方 ⑤ 市長申立を行った方 ⑥ その他、事情により適切な後見人等が得られない方
事業内容	【身上監護（しんじょうかんご）】 日常的な見守り（定期訪問）や、入退院の手続き、施設入所契約、ホームヘルパーなどの福祉サービスの利用契約、それぞれのサービス内容の確認を行い、本人の生活が安定するように配慮します。 【財産管理（ざいさんかんり）】 本人の預金通帳などを管理し、収入、支出の記録を残します。また、本人が不利益な契約を結んでしまった場合の取り消しなどを行います。
後見人等が持つ権限	成年後見人等は、判断能力が不十分な方を守り、支援するため、裁判所から様々な法的権限を与えられます。 【代理権（だいいけん）】 本人に代わって、様々な手続きや契約を結ぶことができる権利 【同意権（どういけん）】 本人が行う契約などについて同意する権利。後見人等の同意なしに結んだ契約などは無効となることもあります。 【取消権（とりけしけん）】 本人が結んでしまった不利益な契約などを取り消すことができる権利
利用までの流れ	① 相談受付 本人、親族、行政、家庭裁判所などからの相談を受ける。 ② 調査（1 週間程度） 本人を訪問したり、関係者から話を聞いたりして、対象者の生活状況や課題、親族関係、財産等の状況を確認する。 ③ 法人内部協議（1 週間程度） 本会内部で受任について協議する。 ④ 法人成年後見事業等運営委員会の開催（2 週間程度） 法人後見を受任すべきか否か、運営委員会に諮る。 ⑤ 後見人等受任意向の決定（1 週間程度） ※ 事業の利用まで（相談受付～後見人等受任以降の決定）は、2～3 か月程度要します。
報酬	後見人等が年 1 回家庭裁判所へ報酬付与の申立を行うと、家庭裁判所が後見人等の専門性、業務の内容、頻度、難易度などを総合的に評価し、報酬額を決定します。

③② 専門職相談(弁護士・司法書士)

所管係 地域福祉推進係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

市内でお住まいの方などを対象に、弁護士による法律相談、司法書士による相続・遺言・後見についての相談会を開催しています。地域の方の悩みに対して専門家からアドバイスを受けることができます。

無料法律相談	弁護士による法的な課題がある方に対して相談会を開催しています。(年間 12 回、予備日 6 回) 【会場】引田公民館、白鳥社会福祉センター、大内公民館の 3 か所を開催日ごとに移動しています。 相談は、無料(最大相談時間 40 分)
相続・遺言・後見 相談会	司法書士による相続・遺言・後见到特化した相談会を開催しています。(年間 3 回) 【会場】白鳥社会福祉センター 相談は、無料(最大相談時間 40 分)



③③ おもいやりバンク事業

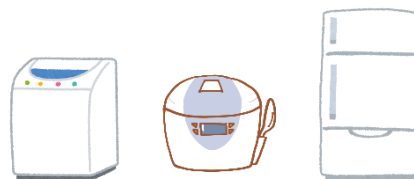
所管係 地域福祉推進係

東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

NPO法人フードバンク香川や、東かがわ市内において地域福祉、環境保全、教育等の社会的な課題に取り組む団体や食品生産、製造・加工等に携わる団体及び流通等に関わる団体または個人と連携して、これまで処分されていた「物品・食品」を活用し、地域における生活に窮迫した方に対し必要な支援を行います。



③④ 香川おもいやりネットワーク事業

所管係 地域福祉推進係

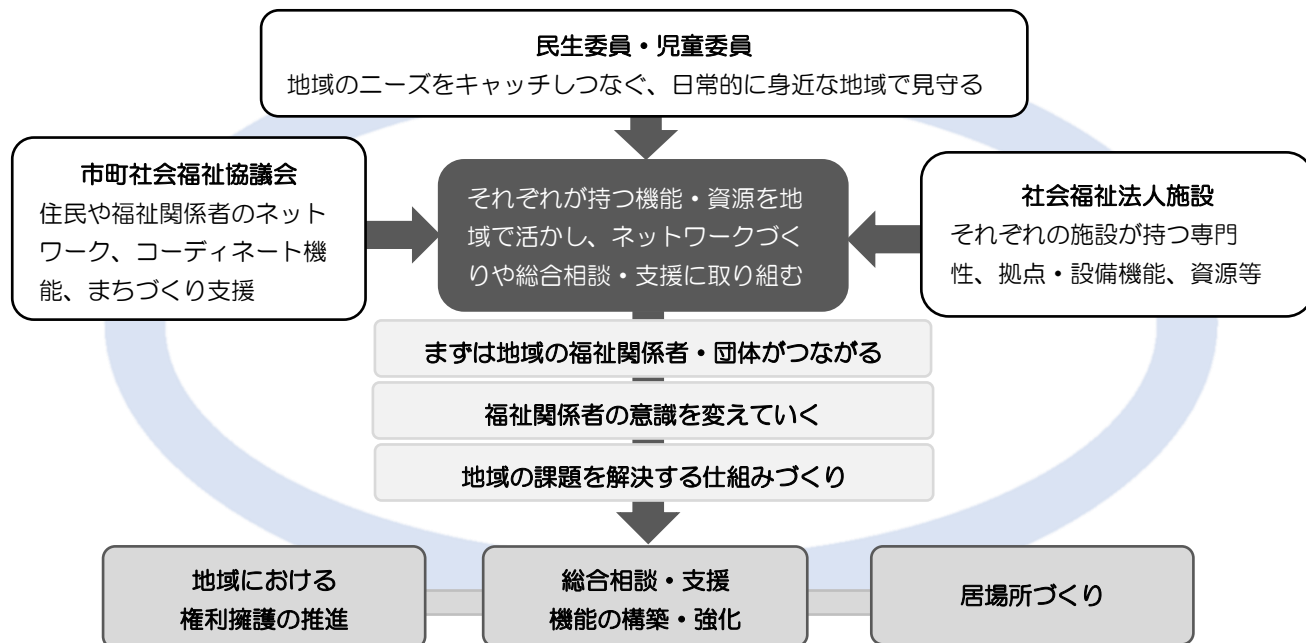
東かがわ市湊 1809

TEL/FAX 26-1151 / 26-3016

事業概要

香川おもいやりネットワーク事業は、制度の狭間に対応する新しい制度をつくるのではなく、対象を限定するものではなく、まずはあらゆる相談を受け止め、寄り添いながら、本人らしい自立に向けた相談や支援にあたります。福祉関係者や機関がつながることによって、既存の社会資源を活かした取組みを大切に、必要であれば協力しながら新しい仕組みをつくることも考えます。このような取組みが地域の人材育成につながり、地域を元気にする取組みであることを基本としています。

《香川おもいやりネットワーク事業の仕組み》 それぞれの持つ機能を活かした取組みの展開



《香川おもいやりネットワーク事業の取組みの柱》

① 地域のネットワーク体制づくり

市町社協が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の地域ネットワーク会議（連携・協働の場づくり）を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有することにより、お互い顔の見える関係をつくります。

② 総合相談・支援事業

参加法人施設と市町社協に相談・支援担当者を配置し、「生活のしづらさ」を抱え支援を必要としている方の相談に応じ、施設と社協が持つ強み（機能・資源）を活かし、連携・協働して制度につないだり、必要に応じて緊急的な支援である現物給付を行い、民生委員・児童委員等をと協力しながら総合相談・支援活動に取り組みます。

③ 相談・支援担当者等の研修の実施

相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修やスキルアップ研修をはじめ、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、法人全体の人材育成につなげます。

④ 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

社会資源のリストづくりを行い、まずは活用し、さらには地域にない必要な資源や新しいサービスを研究・開発し、支援につなげていきます。また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護の推進に順次取組みます。

⑤ 香川おもいやりネット基金の創設

参加法人からの年会費による香川おもいやりネット基金を創設し、各事業を実施するとともに、相談・支援担当者の研修の実施等、事業全体をバックアップする香川おもいやりネット県センター（事務局）を県社協に設置します。

事業所の概要

障害福祉サービスの利用申請にあたり、相談支援専門員がサービス等利用計画についての相談などの支援を行うとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行います。

【サービスの内容】

基本相談支援	障がいのある方やご家族からの相談に応じて、障害福祉に関する様々な内容に関し、情報提供や助言を行うとともに、市や福祉、就労、保健、医療等の各種サービスとの連絡調整などを行います。
計画相談支援	【サービス利用支援】 障がいのある方のご希望やご意向を伺いながら、障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成を行います。サービス支給決定後は、各福祉サービス事業者と担当者会議、連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。
	【継続サービス利用支援】モニタリング 作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか、定期的な利用状況の検証、効果の分析や評価を行います。その際、必要に応じて計画の見直しや、福祉サービス事業所等と連絡調整を行います。

【サービスの流れ】

面談 アセスメント	障がいのある方ご本人の意向、お悩みや課題などをお聞きしながら必要なサービスや状況を整理します。
プランニング	アセスメントをもとに「サービス等利用計画案」を作成します。
支給決定	福祉サービス受給者証をお持ちでない場合は、市に申請をする必要がありますが、申請手続きについてもサポートします。作成したサービス利用計画案などをもとに、市がサービス内容の支給決定を行います。
サービス 担当者会議	ご本人やサービス担当者など関係者で計画について話し合います。
サービス利用 開始	サービス担当者会議で確定したサービス等利用計画を市に提出し、サービスの利用を開始します。
モニタリング	定期的に、ご本人のご意向や事業所から利用状況の聞き取りを行い、必要に応じて計画の改善を行います。



36 就労継続支援B型事業所

所管係 さつき園
東かがわ市三本松 1295-15
TEL/FAX 25-2473 / 24-0959



事業所の概要

障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型サービスの提供と、基本的日常生活習慣および地域で生活するために必要な社会性を身につけるための支援を行います。

事業所名	所在地	TEL	通所定員
就労継続支援B型事業所「さつき園」	三本松 1295-15	(0879) 25-2473	40 名
利用対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。 (1) 就労経験がある方であって年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方 (2) 就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方 (3) (1)(2)に該当しない方であって、50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者 (4) 障害者支援施設に入所する方については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた方		
常勤スタッフ	さつき園	管理者・サービス管理責任者 1 名（兼務）、職業指導員 3 名、生活支援員 4 名	

事業所名	主な年間行事	作業内容
さつき園	野外活動（花見・遠足・初詣など） クリスマス会 市障がい者スポーツ大会 地域交流会・東讃支部交流会など	施設内作業 段ボール糊付け、袋作り、箱折り、段ボール封入、ウレタン型抜きなど 生産作業 ワッフル製造、販売など 施設外作業 畑作業、リサイクル活動、清掃業務、庁舎作業など

段ボールのり付け



箱折り



1日の流れ

9:00 朝の挨拶・ラジオ体操
作業

10:30 休憩
作業

12:00 昼食・お昼休み

13:00 作業

14:30 休憩
作業
片付け・掃除

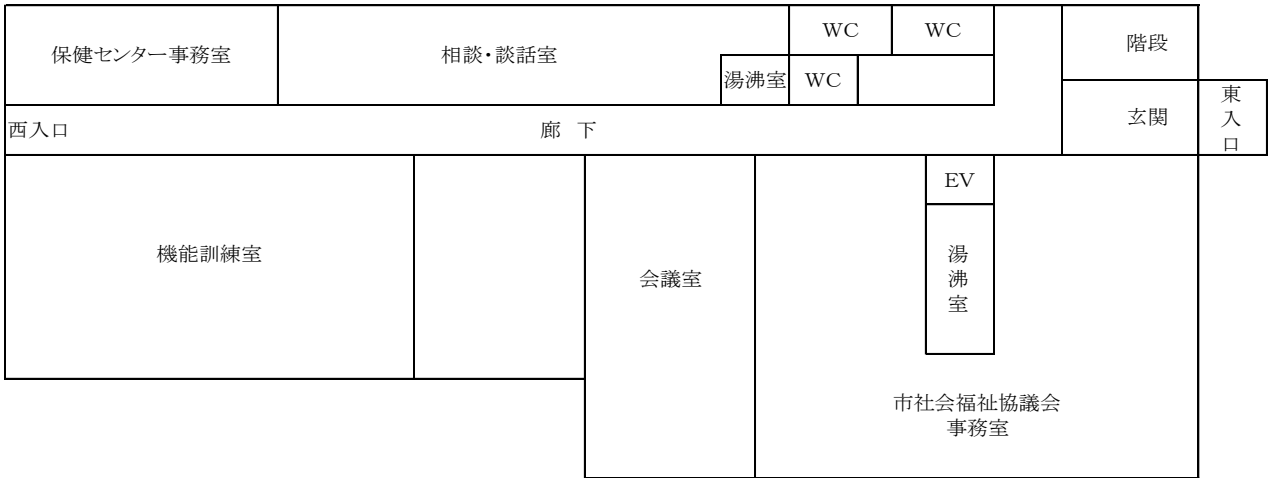
15:45 帰りの挨拶



東かがわ市社会福祉協議会管理施設平面図

1 白鳥社会福祉センター（東かがわ市社会福祉協議会本所） 東かがわ市湊 1809 番地 【社協所有】

【1F】



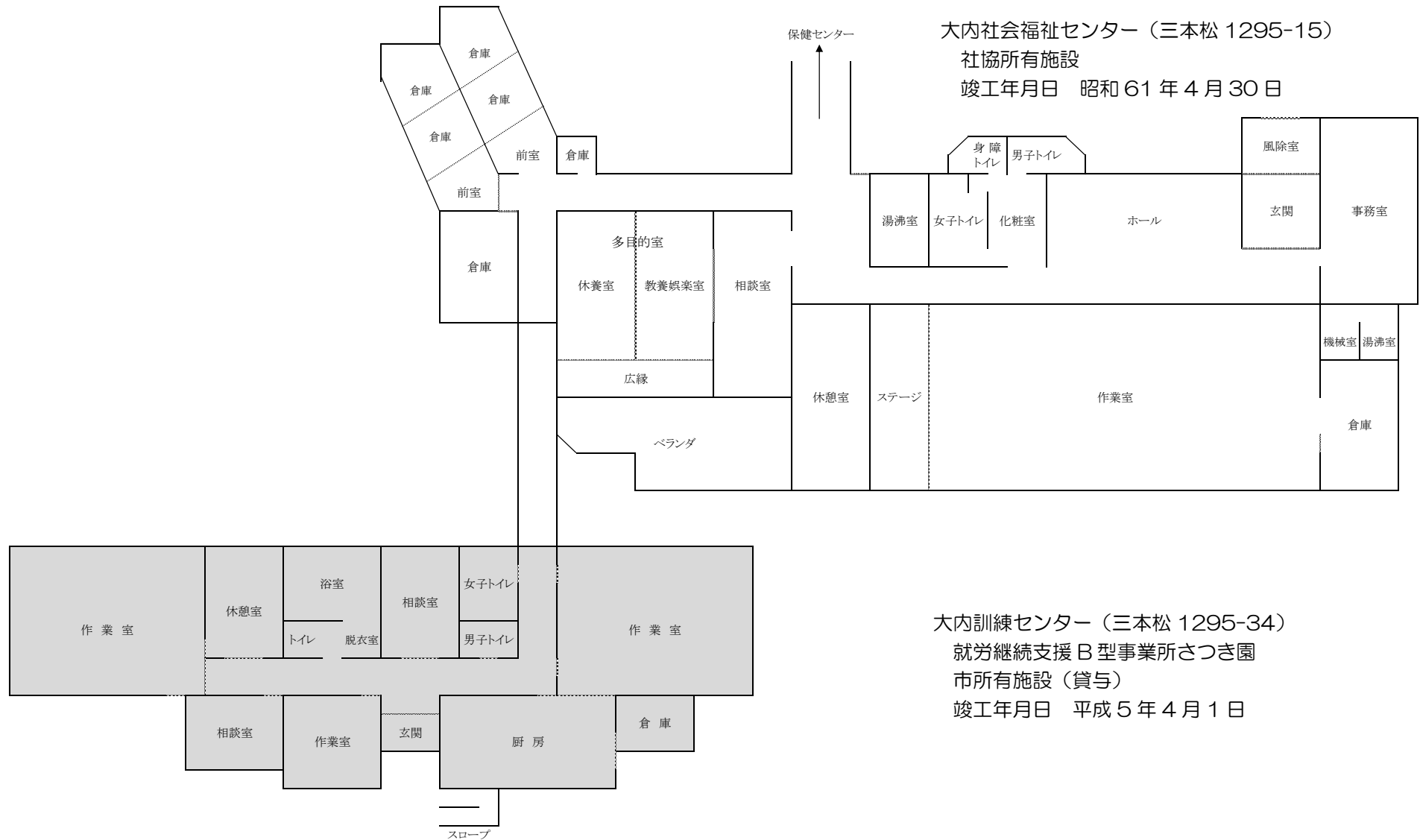
【2F】



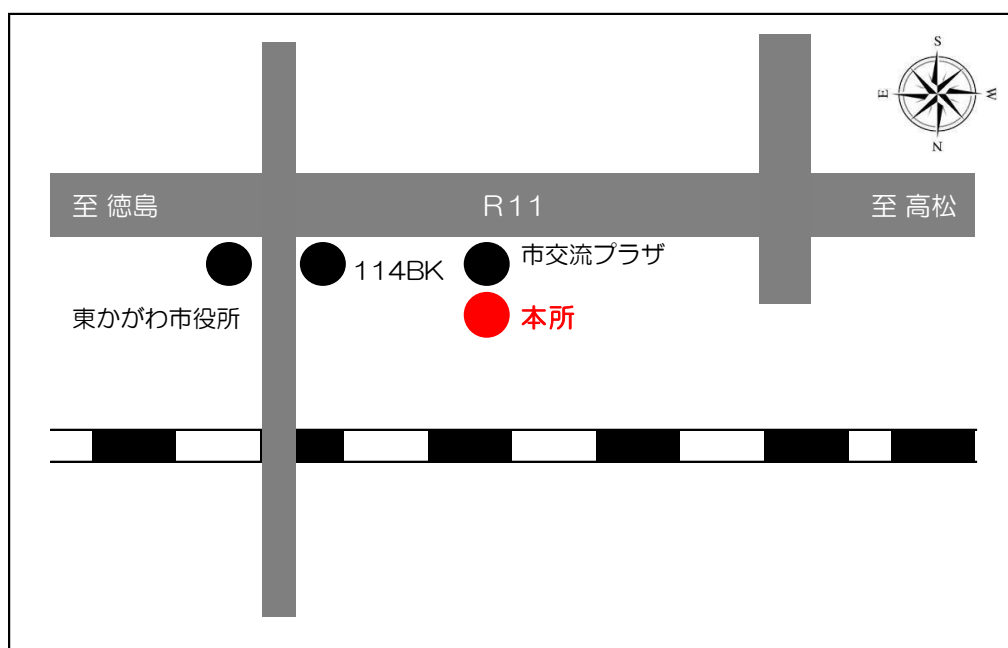
社協所有施設
竣工年月日 平成 2 年 2 月 28 日

増築
竣工年月日 平成 11 年 月 30 日

- 2 大内社会福祉センター（東かがわ市社会福祉協議会大内支所） 東かがわ市三本松 1295 番地 15 【社協所有】
 3 大内訓練センター（就労継続支援B型事業所「さつき園」） 東かがわ市三本松 1295 番地 34 【市所有（無償貸与）】



所在地



【本所】〒 769-2701

東かがわ市湊 1809

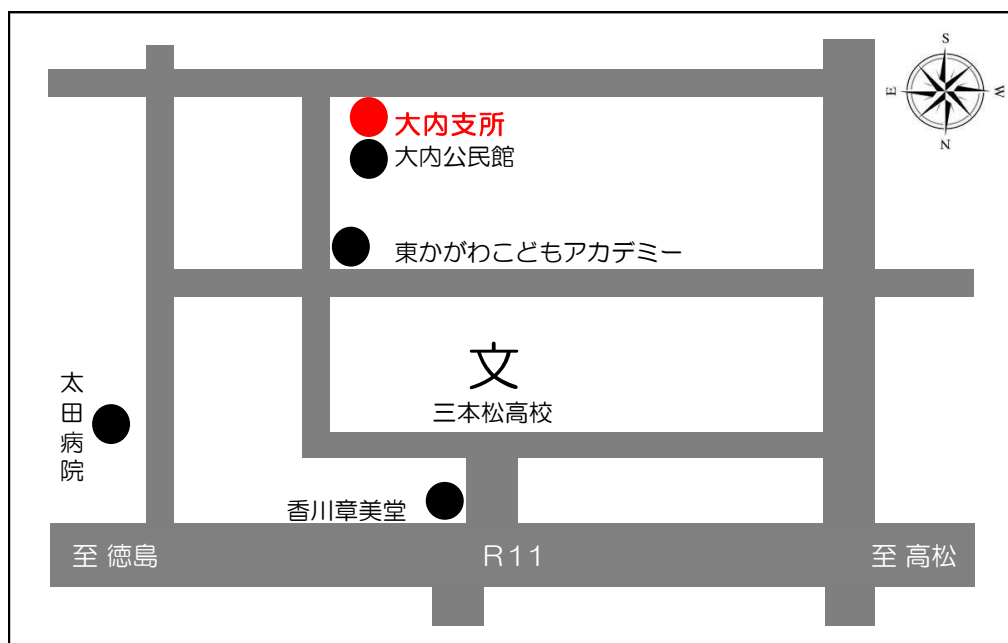
白鳥社会福祉センター内 TEL 26-1122 / FAX 26-3016

○ 総務企画係

○ 地域包括支援係 地域包括支援センター（直通） 26-1261

居宅介護支援事業所（直通） 26-3011

○ 地域福祉推進係 ファミリー・サポート・センター（直通） 26-1151



【大内支所】〒 769-2601

東かがわ市三本松 1295-15

大内社会福祉センター内 TEL 25-2473 / FAX 24-0959

○ さつき園